

公立大学法人宮城大学 業務実績報告書
(令和5年度)
【事業年度評価】

令和6年6月
公立大学法人宮城大学

法人の概要

1. 名称
公立大学法人宮城大学
2. 所在地
宮城県黒川郡大和町学苑1番地1
3. 設立年月日
平成21年4月1日
4. 設立団体
宮城県
5. 中期目標の期間（第3期）
令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 目的及び業務
- 【目的】
当法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき宮城大学を設置し、及び管理することにより、卓越した教育研究の拠点として、学術文化を振興し、その成果を広く社会に還元するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。
- 【業務】
(1) 大学を設置し、これを運営すること。
(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
(3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
(4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
(5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
(6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

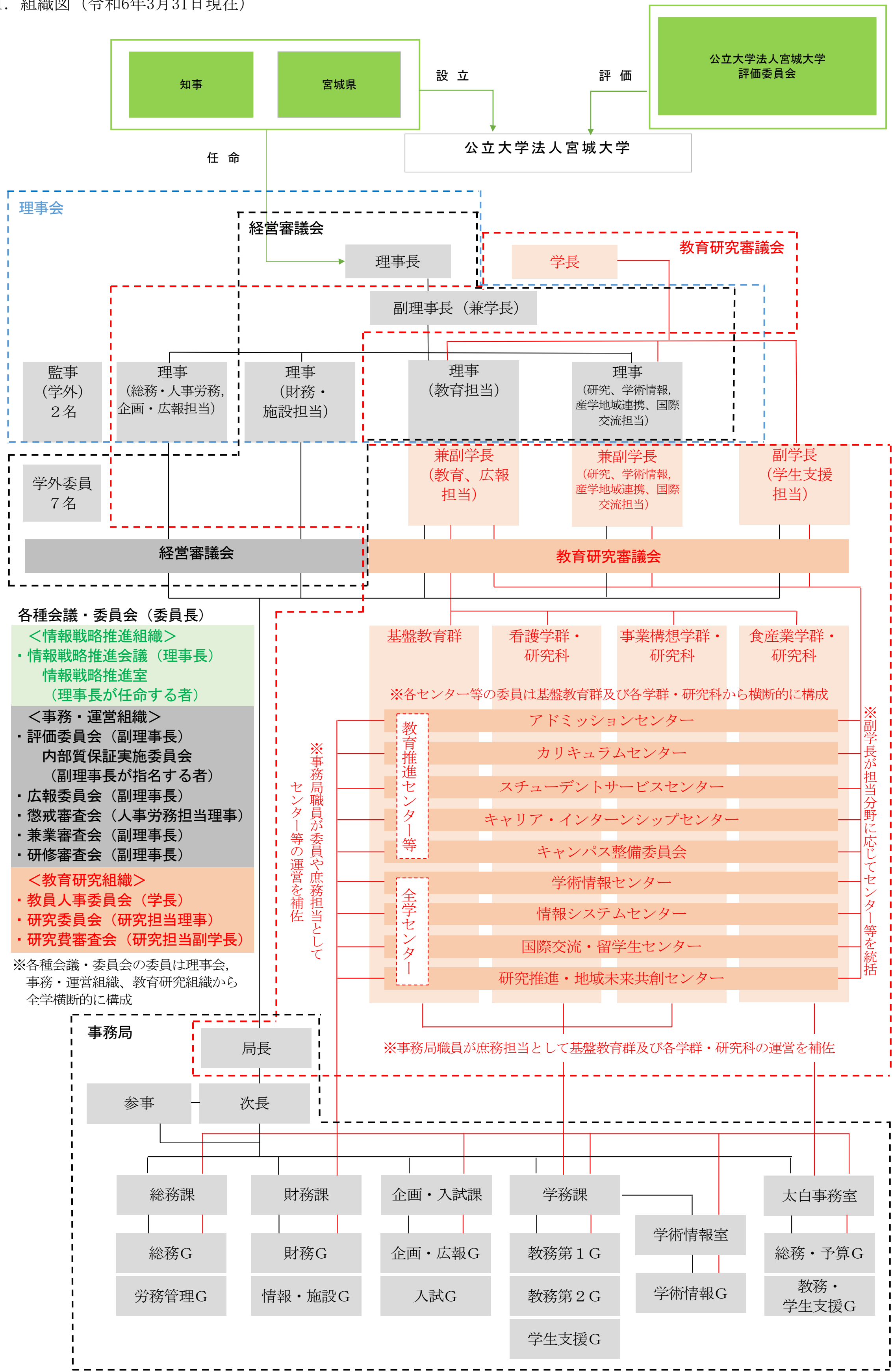
7. 資本金の額
155億1,589万5,651円（令和6年3月31日現在）

8. 役員等の状況（令和6年3月31日現在）
- (1) 役員の役職、氏名
- | | |
|---------------------------|-------|
| 理事長 | 佐野好昭 |
| 副理事長 | 佐々木啓一 |
| 理事（教育担当） | 西川正純 |
| 理事（研究、学術情報、産学地域連携、国際交流担当） | 風見正三 |
| 理事（総務・人事労務、企画・広報担当） | 佐々木靖彦 |
| 理事（財務・施設担当） | 工藤和浩 |
| 監事 | 西村晃一 |
| 監事 | 柴田純一 |
- (2) 会計監査人の氏名又は名称及び報酬
会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人に対する、当事業年度の監査証明業務に基づく報酬の額は7百万円である。

9. 学生数（令和6年5月1日現在）
- 【学群】
- | | | | |
|--------|-------|----|---------|
| 看護学群 | 402 人 | | |
| 事業構想学群 | 871 人 | | |
| 食産業学群 | 549 人 | 小計 | 1,822 人 |
- 【大学院】
- | | | | |
|----------|------|----|------|
| 看護学研究科 | 18 人 | | |
| 事業構想学研究科 | 33 人 | | |
| 食産業学研究科 | 31 人 | 小計 | 82 人 |
- 合計 1,904 人

10. 教職員数（令和6年5月1日現在）
- | | | | |
|--------|------|---------------|-------|
| 学長 | 1 人 | | |
| 副学長 | 5 人 | | |
| 教授 | 53 人 | （副学長兼務者5人含まず） | |
| 准教授 | 36 人 | | |
| 講師 | 13 人 | | |
| 助教 | 22 人 | | |
| 助手 | 4 人 | | |
| 専任職員 | 69 人 | | |
| 業務限定職員 | 4 人 | | |
| 有期雇用職員 | 40 人 | 合計 | 247 人 |

11. 組織図（令和6年3月31日現在）



第1 教育研究の質の向上	【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。
1 教育に関する目標	

全体的な状況
学群入試については、県内外高校等教員向け説明会への参加や、高校等別説明会の実施に対応したほか、東北、北陸、北関東、中部地方の高校等を訪問し、進路指導者等と意見交換を行った。より志願度の高い来場者が見込まれる学問系統別の進学相談会へは、これまでの看護学系会場の出展に加え、新たに農学系会場へも出展した。 また、高校等への訪問やメールマガジン登録案内の送付により、高校等関係者のメールアドレスを収集し、月2回から4回のペースで本学の教育研究や入学者選抜に関する情報をメールマガジンにより配信することにより、本学に高い関心を持つ出願者の確保、本学を第一志望とする意欲ある学生の獲得に努めた。 研究科入試においても、定員充足率向上のため、出願資格の見直しや、内部進学者発掘のための学群生向けキャリアガイダンス等の開催（看護）、フライヤー等を活用した試験制度や課程の領域変更の積極的な周知、FD等による入学者の確保に向けた方策の検討（事業）、学内者向け進学説明会の開催や教員の所属学会活動を通じての社会人志願者の確保（食産業）により、大学院定員の充足率は71.2%に上昇した。 学群教育に関しては、新教育課程2年目を迎え、災害看護プログラムでのポートフォリオ表彰の開始や国際看護プログラムでの本学の学習ニーズに合わせた海外研修プログラムの新たな構築（看護）、VR等の先進的なICT活用による学生にとっての新たな学びの方向性の具体化や、「宮城大学・JICA連携グローバル・プログラム」によるグローバル人材育成の推進（事業）、学生の学修パスの適切な選択に貢献する授業の実施や、企業や政府、自治体、研究機関で活躍している講師を招いての、より現実的な課題に接する学習機会の提供（食産業）といった実学教育の更なる充実・拡大に取り組んだ。 研究科教育については、学位論文審査報告書の新様式に従い、学位論文審査基準の各項目を評価軸とした厳格な学位論文審査を行ったほか、修了時の学修成果測定結果について、研究科間の比較を可能とするツールを導入し、教育効果の検証を行った。 そのほか、学生への支援として、5月までは感染対策を継続し、サークル活動も許可制としていたが、5類移行後は通常どおりの活動を認めることとした。

教育研究の質の向上（教育に関する目標）に関する特記事項
1 前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組 ＜大学院課程 【評価】C＞ - 看護学研究科では、入学試験（社会人選抜）の出願資格に必要な実務経験年数を5年から3年に減らすことで、志願者の門戸を広くした。また、昨年度に引き続き、募集要項やウェブサイトでの公表に加え、入試説明会を複数回開催することにより、本研究科の入試制度、入学後のプログラム内容及びその提供体制について、広く学内外への周知を行った。さらに、社会人だけでなく、本学看護学群からの内部進学者を含めた大学院生の受入れを推進するため、令和4年度に引き続き、看護学群の全学生を対象としたアンケート調査を行って現状の課題を整理しつつ、実際にキャリアガイダンスのほか、教員や大学院生との交流会や座談会を開催する等、積極的な広報・周知も行った。 - 事業構想学研究科では、研究・教育の質の更なる向上に努めるとともに、本学ウェブサイトの活用、フライヤーの作成など、前期課程における試験制度や後期課程の領域の変更等について積極的に周知を行った。また、FD等により研究科の在り方、入学者の確保に向けた方策の検討を行い、学群学生への説明会開催等、情報発信を積極的に行い内部進学者の発掘に努めるとともに、学外及び社会人進学者の獲得を目指し、プログラム内容に留まらず、リカレントプログラムとの融合等を視野に入れた、プログラム提供体制に関する検討を行った。 - 食産業学研究科では、学内者向け進学説明会を開催して内部志願者の発掘に努めたほか、後期課程担当教員が所属する学会での活動を通じて社会人志願者を確保することができた。12月にはFDを実施し、カリキュラム改変によって研究・教育の内容を現在の食産業により適合するものとし、それを志願者の増大、ひいては大学院活動の拡充につなげていくことを確認し、具体的な方策について話し合った。 2 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評価が「Ⅳ」の項目） 〔(1)入学者受入方針・入学者選抜〕 - 新入生アンケート調査（n=219、回収率49%）の結果等を参考に、令和5年度の入試広報計画を策定し、出願者確保に向けた活動を展開した。 - オープンキャンパスは、各学群やアドミッションセンター等の協力のもと、全学広報委員会が中心となり、対面とオンラインを併用する形式で開催した。対面でのオープンキャンパスには、両キャンパスで合計3,165人が来場し、入試説明会には223組が参加した。 - 高校等教員向けの説明会等については、宮城県校長協会や県内外高校等教員向けの説明会への参加、高校等別説明会の実施の3件に対応したほか、東北、北陸、北関東、中部地区の高校等152校を訪問し、進路指導担当者等と意見交換を行った。 - 生徒保護者向け説明会や進学相談会等については、宮城県内を含む北海道・東北地区を中心に17会場のイベント出展のほか、対面とオンラインを併用し、高校等41校で説明会を行った。より志願度の高い来場者が見込まれる学問系統別会場へは、これまでの看護学系会場の出展に加え、新たに農学系会場へも出展した。 - メールマガジンに関しては、高校等への訪問やメールマガジン登録案内の送付により、高校等関係者のメールアドレスを収集し、月2回から4回のペースで本学の教育研究や入学者選抜に関する情報を配信した。 - 結果、令和6年度の入学者選抜では、全選抜区分の総出願者数が1,716人となった。また、入学者に対する調査（n=444、回収率99.3%）では、本学を第一志望とする者が全体の70.7%であった。 3 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組 〔(1)入学者受入方針・入学者選抜〕 - 新学習指導要領に対応した令和7年度入学者選抜に向け、入試システムやマニュアル等の更新に着手した。 〔(2)教育の内容等〕 - 学生が自らの進路に応じて履修を進めることができるよう教育課程のカリキュラムマップや履修モデルについて、点検・改善を行い、履修ガイドに掲載した。また、シラバスについても記載要項の点検を行い改善を図った。 - 学群を横断した時間割編成組織を立ち上げ、基盤教育から専門教育への接続性、科目の受講年次、学期での連続性に配慮した時間割を編成し、教育を実施した。また、シラバスについて確認を行い、教育内容の見直しを行った。 〔(3)教育の実施体制等〕 - 大学の理念・目的に適合した組織体制の在り方を検証の上、学長の下に、リカレント教育の全学的な視点での調整を図るため、新たにリカレント教育推進本部を設置した。 〔(4)学生への支援〕 - 学生へ情報がしっかり届くように、周知の時期、方法を検討し、学期や実習の開始時期、感染症の拡大状況に合わせて、メールと学年Teamsで周知を図った。 - 地元の中小企業家同友会や商工会議所などと連携し、地元就職やUターン支援に努めたほか、公務員試験や国家資格試験に向け、在学中の合格者やOBOG、外部講師、若手公務員、医療従事者を招集した講座や交流を実施した。

4 過年度との数値による実績対比が可能な事項

〔(1) 入学者受入方針・入学者選抜〕

- ・〔指標〕 本学を第一志望とする入学者数の割合（66％以上／年） 附属資料7ページ参照
- ・〔指標〕 大学院定員の充足（100％ 令和8年度） 附属資料9ページ参照

〔(2) 教育の内容等〕

- ・〔指標〕 期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数（210人 令和8年度） 附属資料12ページ
- ・〔指標〕 地域連携型実践教育科目履修者の自己評価（80点以上（試行） 令和5年度） 附属資料12ページ

〔(4) 学生への支援〕

- ・〔指標〕 卒業生就職率（100％／年） 附属資料20ページ参照
- ・〔指標〕 看護師国家試験新卒合格率（100％／年） 附属資料23ページ参照
- ・〔指標〕 保健師国家試験新卒合格率（100％／年） 附属資料23ページ参照

5 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

- ・大学院志願者数の増加、定員充足を目指し、各研究科毎に学群生を対象としたアンケート調査やFDを通した課題整理、入試説明会や学群生対象のキャリアガイダンス等を通じた周知・広報活動等を行ったが、入学者定員の充足率は71.2％に留まった。

6 その他、法人が積極的に実施した取組

〔(1) 入学者受入方針・入学者選抜〕

- ・これまでの入学者選抜制度の見直しと改善の成果として、令和3年度大学入学者選抜での「総合型選抜の取り組み」に続き、一般選抜個別学力検査科目の記述式総合問題「論説」が、思考力、判断力、表現力の評価及び育成の点で他大学の参考となり得るものとして、文部科学省から令和5年5月に公表された令和4年度大学入学者選抜における好事例に選定された。

〔(2) 教育の内容等〕

- ・「宮城大学教学アセスメントプラン」の本実施に向け、関係センター、学群及び研究科等の連携強化を行った。特に、卒業・修了生へのアンケート実施に向け、CIC等卒業生に関わる関係部局との調整、議論を進め、現状の課題点、実施方法等の洗い出しを行った。
- ・各研究科において、研究指導計画書及び各年次の学位論文審査プロセスの確認を行った。履修ガイドやウェブサイト等においても審査プロセスを明確に示し、周知を行った。その上で、適切な審査を実施した。また、看護学研究科では、適切な審査を行うため、「新学位論文審査報告書を用いた論文審査」に関するFDを行った。

〔(3) 教育の実施体制等〕

- ・マクロレベル1件、ミドルレベル10件、ミクロレベル13件のFD・SDを、講師・対象者の状況に合わせ、効果的に多様な形式で実施した。本年度はミクロレベル（自己研鑽）の積極的な取組や対面開催が増加し、各レベルでの教育力上の課題に応じた企画が展開された。

〔(4) 学生への支援〕

- ・学生に多様性を尊重することの大切さに気付くきっかけを与えるため、春のコンボケーションデイでブラインドサッカー体験を実施した。

【評価委員会による意見記載欄】

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■ 中期計画番号 1

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標	イ 学士課程 大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1) 入学者の受入 イ学士課程	
① 本学が求める学生像、入学者に求める能力及びその評価方法等を示したアドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を実施する。 【1】	

■ 年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価						
				評価		意見				
				評価実績（1～4）						
				R3	R4	R5	R6	暫 定	R7	
				A	A					
R 5 年 度	・アドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を適切に実施する。また、新学習指導要領の下で実施される令和7年度入学者選抜に向けて、同ポリシーの改正を行う。（①）	・令和4年度と同様、学内入試運営組織のアドミッションセンターを中心に、学生募集要項や試験実施要領等の作成のほか、作題及び査読の実施、入学者選抜の運営を進めた。結果、ミスやインシデントは発生しなかった。 ・アドミッション・ポリシーについては、令和6年度に実施する令和7年度入学者選抜の変更点を踏まえた改正を行った。	III							

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 2

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標	イ 学士課程
大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）		第1教育研究	1教育	(1) 入学者の受入	イ学士課程
①少子化による18歳人口の減少を踏まえ、高校訪問、入試説明会、オープンキャンパス、ウェブサイト、大学案内パンフレット等により、高校生や外国人留学生等に対する積極的な広報活動を展開することで、本学に高い関心を持つ出願者の確保、本学を第一志望とする意欲ある学生の獲得に努める。 【2】 〔指標〕 本学を第一志望とする入学者数の割合（66%以上／年）					
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 5 年 度	・新入生アンケート調査などで令和4年度に実施した入試広報事業の有効性を検証した上で、オープンキャンパスでの入試説明会や高校等教員向け説明会、生徒保護者向け説明会、進学相談会、相談フォーム、メールマガジン配信等の継続の可否や適切な内容・方法について検討を行い、より実効性がある入試広報計画を策定・実施する。 ①	・新入生アンケート調査（n=219、回収率49%）の結果等を参考に、令和5年度の入試広報計画を策定し、出願者確保に向けた活動を展開した。 ・オープンキャンパスは、各学群やアドミッションセンター等の協力のもと、全学広報委員会が中心となり、対面とオンラインを併用する形式で開催した。対面でのオープンキャンパスには、両キャンパスで合計3,165人が来場し、入試説明会には223組が参加した。 ・高校等教員向けの説明会等については、宮城県校長協会や県内外高校等教員向けの説明会への参加、高校等別説明会の実施の3件に対応したほか、東北、北陸、北関東、中部地区の高校等152校を訪問し、進路指導担当者等と意見交換を行った。 ・生徒保護者向け説明会や進学相談会等については、宮城県内を含む北海道・東北地区を中心に17会場のイベント出展のほか、対面とオンラインを併用し、高校等41校で説明会を行った。より志願度の高い来場者が見込まれる学問系統別会場へは、これまでの看護学系会場の出展に加え、新たに農学系会場へも出展した。 ・メールマガジンに関しては、高校等への訪問やメールマガジン登録案内の送付により、高校等関係者のメールアドレスを収集し、月2回から4回のペースで本学の教育研究や入学者選抜に関する情報を配信した。 ・結果、令和6年度の入学者選抜では、全選抜区分の総出願者数が1,716人となった。また、入学者に対する調査（n=444、回収率99.3%）では、本学を第一志望とする者が全体の70.7%であった。	IV		

	・ 高校生の本学キャンパス見学等、高大連携推進室が主催する事業と関連付けて本学の魅力を伝え、第一志望で本学を目指す者の開拓に努める。 (①)	年間を通して実施している以下の事業について、 ①大学見学（模擬講義なし） R4：12件208人、R5：16件378人 ②大学見学（模擬講義あり） R4：24件340人、R5：7件200人 ③出前講義 R4：35件1,806人、R5：26件1,561人 ④探究型学習支援 R4：46件4,074人、R5：57件7,154人 ⑤高校教員向け研修会 R4：1件、R5：4件 となっており、前年度との比較では、出前講義の件数・受講者数は減少したものの、探究型学習支援については受講者数が約2倍となるなど大幅な増加をみた。現高校2年生から「総合的な探究の時間」が必修化されたことで出前講義より本格的な探究活動指導への期待が高まり、またコロナ禍による活動制限もほぼ解除されたことで大学との連携を強化する高校が増えていると考えられる。それぞれの機会を利用して本学で学ぶことの魅力を伝え、第一志望で本学を目指す者の開拓に努めた。	
	〔指標〕 本学を第一志望とする入学者数の割合（66%以上／年）	・ 本学を第一志望とする入学者数の割合 70.7%（回答率99.3%）	

■中期計画番号 3

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標	イ 学士課程 大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1) 入学者の受入 イ学士課程				
❶大学入学共通テストの導入、新学習指導要領への対応等、国の入試改革の動向や、入試データや入学後の成績等、入学者に関する多面的なデータ分析を踏まえながら、必要に応じて入学者選抜制度の見直しや改善を図る。 【3】				
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）				
年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価
				評価 意見
R 5 年 度	・新学習指導要領に対応した令和7年度入学者選抜に向け、入試システムやマニュアル等の更新に着手し、令和6年度上半期での試行と切替え、下半期での実装へとつなげる。 ❶	・新学習指導要領に対応した令和7年度入学者選抜に向け、入試システムやマニュアル等の更新に着手した。予定どおり、令和6年度の上半期に試行と切替えを進め、下半期の実装へとつなげる。	Ⅲ	
	・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱第8条第1号のアドミSSION・サイクルに基づき、令和4年度入学者選抜受入結果の測定分析（出願動向、試験科目間及び試験科目ごとの得点状況等）を行い、入学者選抜制度や試験問題作題に関する改善の可否について継続的に検討を行う。 ❶	・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱第8条第1号に基づき、令和4年度及び令和5年度の入学者選抜結果に関して、出願動向や試験科目間及び試験科目ごとの得点状況等を測定分析し、これを令和6年度入学者選抜の試験問題作成の際の参考とした。さらに、基盤教育群及び高大連携推進室並びにアドミSSIONセンター共催のFDを実施し、入学者選抜制度等の検証を行った。 ・これまでの入学者選抜制度の見直しと改善の成果として、令和3年度大学入学者選抜での「総合型選抜の取り組み」に続き、一般選抜個別学力検査科目の記述式総合問題「論説」が、思考力、判断力、表現力の評価及び育成の点で他大学の参考となり得るものとして、文部科学省から令和5年5月に公表された令和4年度大学入学者選抜における好事例に選定された。		

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■ 中期計画番号4

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）第1教育研究1教育（1）入学者の受入イ 学士課程

❶ 社会のニーズや国における高大接続に関する議論を踏まえ、高校生や地域社会にとって身近な宮城大学にするとともに、❷ 高等学校と大学に携わる教職員が相互に指導力を高め合うことで地域貢献に寄与する人材を育成する。【4】

■ 年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 5 年 度	・引き続き高大連携推進室を中心とする高大連携事業の全学的な運営体制を継続するとともに、高校から大学への継ぎ目のない接続を実現できるよう、県内を中心とする高大ネットワークの拡充を図る。 （❶❷）	・全学体制の下で高大連携事業を展開するとともに、大学見学・出前講義や探究型学習の指導支援、アカデミック・インターンシップなどの事業を通じて県内高等学校等とのネットワーク構築を推進した。 ・また、「EDGE-PRIME Initiative」（アントレプレナーシップ教育の高校生等への拡大）の取組について、高大連携推進室では、高等学校等との窓口機能として、事業構想学群と連携し、宮城県教育委員会との調整や高等学校等への周知に協力した（R5実績：5件）。	III		
	・高大連携事業調整会議においては、高校との密な対話・意見交換により高大連携事業の充実を図るとともに、「高大連携事業協議会（仮称）」構想も含めた当会議の在り方のほか、相互の課題を議論・解決する研究会（FD）等についても議論を進める。 （❷）	・高校教員との意見交換を目的とした高大連携事業調整会議について、今年度から高大連携事業協議会に改名し、6月（ライブ・オンライン）と2月（対面）に開催した。6月は事業計画や協議会の在り方等について、情報発信や意見交換を行った。2月は探究型学習の連携に係る事例発表や高等学校との意見交換会の場として開催した。 ・FD/SDでは令和5年度の新入生に対して実施した「GPS-Academic」や入学者選抜、現在の高校3年生を対象にした6月公開模試等に基づく分析結果を教職員間で共有し、高等学校から大学への継ぎ目のない高大接続の在り方を改めて考えた。 ・教育に関する高大相互の理解を深めるため、大学から高校への探求型学習への指導支援等について県内高校教員向けに講演を行った（R4：1件、R5：4件）。			
	・アカデミック・インターンシップについては、前年度からの課題である募集人数を超過した応募に対処し、より教育的効果を高めるべく、更なるプログラムの充実を図る。（❶）	・大学での学びに触れ、深い学びを通じて自己の進路意識を高めることを目的とするアカデミック・インターンシップについては、前年度からの課題である定員を超過した応募に対処すべく、初の試みとして、1高等学校当たりの申込人数に制限を設ける方式や、第二希望学類まで希望できる方式、定員を超過した場合にエントリーシートで選抜する方式で開催した。また、高大連携事業協議会やウェブサイトでの事前周知や、昨年度参加校に対する主な変更点や申込期間の事前連絡など、高等学校での混乱を避けるよう努めた。なお、エントリーシートによる選抜については、講義担当教員と高大連携推進室で連携し、選抜基準とともに確認しながら、滞りなく受講者を決定することができた。			

	・高等学校等からの依頼による大学見学や出前講義、探究型学習の指導支援及び高校教員向け研修会を着実に実行・開催していくとともに、必要に応じてオンライン方式も併用しながら、より効果的な教育と指導支援の体制を整えていく。（①②）	・高等学校等の依頼に着実に対応するとともに、必要に応じてオンラインも併用しながら対応した。 ①大学見学（模擬講義なし） R4：12件208人、R5：16件378人 ②大学見学（模擬講義あり） R4：24件340人、R5：7件200人 ③出前講義 R4：35件1,806人、R5：26件1,561人 ④探究型学習支援 R4：46件4,074人、R5：57件7,154人 ⑤高校教員向け研修会 R4：1件、R5：4件	
--	---	--	--

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 5

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標	□ 大学院課程
アドミッション・ポリシーに適合し、高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について、学群卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。また、病院・企業・自治体など社会のニーズを踏まえた適切な入学者選抜方法を整備し、定員充足率の向上を図る。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）	第1教育研究	1教育	(1) 入学者の受入	□大学院課程
①博士前期課程及び博士後期課程のそれぞれについて、本学が求める学生像、入学者に求める能力及びその評価方法等を示したアドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を実施する。 【5】				

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第 2 7 条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定	意見					
				評定実績（5～6）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				C	C					
R 5 年度	・アドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を適切に実施する。また、公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱に定めるアドミッション・サイクルに則って、必要に応じてアドミッション・ポリシーを改正し、入試方法の改善等を行っていく。（①）	・令和4年度と同様、アドミッションセンター正副センター長を中心に、研究科とアドミッションセンターが連携し、学生募集要項や試験実施要領等の作成のほか、作題及び査読の実施、入学者選抜の運営を進めた。結果、ミスやインシデントは発生しなかった。	III							

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号6

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標ロ 大学院課程

アドミッション・ポリシーに適合し、高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について、学群卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。また、病院・企業・自治体など社会のニーズを踏まえた適切な入学者選抜方法を整備し、定員充足率の向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）第1教育研究 1教育（1）入学者の受入 ロ大学院課程

①定員充足率向上のために、各研究科の教育内容を踏まえた入学者選抜制度の見直しを行うとともに、②自治体派遣枠の活用、企業からの派遣受入、リカレント教育の必要性等をアピールする自治体や関係機関への訪問説明、大学院進学の魅力を可視化したウェブサイトの充実等、大学院独自の広報活動を強化する。【6】

〔指標〕大学院定員の充足（100% 令和8年度）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 5 年 度	・看護学研究科においては、研究・教育の質の更なる向上に加え、ウェブサイトの効果的な活用や入試相談会の実施等により、幅広い情報発信に努めていく。また、ストレート進学者の発掘のため、学群生に対する情報発信も積極的に行っていく。これにより、引き続き、学群卒業生（見込みを含む）や社会人等の志願者数の増加及び定員の充足を目指していく。（①②）	・看護学研究科では、入学試験（社会人選抜）の出願資格に必要な実務経験年数を5年から3年に減らすことで、志願者の門戸を広くした。また、昨年度に引き続き、募集要項やウェブサイトでの公表に加え、入試説明会を複数回開催することにより、本研究科の入試制度、入学後のプログラム内容及びその提供体制について、広く学内外への周知を行った。その結果、コロナ禍で減少した、博士前期課程における社会人入学者数の回復を図ることができた。さらに、社会人だけでなく、本学看護学群からの内部進学者を含めた大学院生の受入れを推進するため、令和4年度に引き続き、看護学群の全学生を対象としたアンケート調査を行って現状の課題を整理しつつ、実際にキャリアガイダンスのほか、教員や大学院生との交流会や座談会を開催する等、積極的な広報・周知も行った。	Ⅱ		
	・事業構想学研究科においては、研究・教育の質の更なる向上に努めるとともに、本学ウェブサイトを活用するなど、前期課程における試験制度や後期課程の領域の変更等について積極的に周知する。また、FD等により入学者の確保に向けた検討を進め、学群学生への説明会の開催など情報発信を積極的に行い内部進学者の発掘に努めるとともに、学外及び社会人進学者の獲得を目指し、時勢に即した魅力あるプログラム内容及びその提供体制に関する検討を引き続き行う。（①②）	・事業構想学研究科では、研究・教育の質の更なる向上に努めるとともに、本学ウェブサイトの活用、フライヤーの作成など、前期課程における試験制度や後期課程の領域の変更等について積極的に周知を行った。また、FD等により研究科の在り方、入学者の確保に向けた方策の検討を行い、学群学生への説明会開催等、情報発信を積極的に行い内部進学者の発掘に努めるとともに、学外及び社会人進学者の獲得を目指し、プログラム内容に留まらず、リカレントプログラムとの融合等を視野に入れた、プログラム提供体制に関する検討を行った。			
	・食産業学研究科博士前期課程においては、研究・教育の質の更なる向上に努め、引き続き十分な進学志願者の確保につながるように情報発信していく。後期課程においては、日頃の研究・教育活動を通して内部進学者の発掘・育成に努め、関連学会等の専門家集団のネットワークも利用しながら学外からの進学希望者を発掘する。さらに、社会人進学者の獲得を目指して業界団体等への広報活動を展開するほか、入国制限等により停滞していた外国人留学生の確保に向けて、学群の入試広報活動とも連動する形でより積極的な情報発信を行う。（①②）	・食産業学研究科では、学内者向け進学説明会を開催して内部志願者の発掘に努めたほか、後期課程担当教員が所属する学会での活動を通じて社会人志願者を確保することができた。夏の第1期入試においては、学群生の就職活動が比較的好調に推移する中で前年に比して志願者を減らす結果となったが、前期課程の推薦制度を利用する志願者については、必要数を確保することができた。12月にはFDを実施し、カリキュラム改変によって研究・教育の内容を現在の食産業により適合するものとし、それを志願者の増大、ひいては大学院活動の拡充につなげていくことを確認し、具体的な方策について話し合った。 ・結果、令和6年度の入学者選抜では、3つの研究科を合わせ出願者数が42人となった。また、大学院の入学者は37人で、定員充足率は71.2%であった。			
	〔指標〕大学院定員の充足（100% 令和8年度）	・大学院定員*の充足 71.2%（*入学定員）			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 7

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標 イ 学士課程

高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと、人間性豊かで、グローバルな視点を備えた、Society 5.0の実現や、地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準を用いて、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IR（Institutional Research）の導入を進める。

基盤教育においては、自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては、基盤教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。

また、アクティブ・ラーニング等により、実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、最も効果的な教育方法を工夫する。

大学教育のデジタル化を推進し、遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに、大学間の連携をより一層推進する。また、対面による活動がもたらす教育効果を再確認し、その効果的活用を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2) 教育の内容等 イ学士課程

①本学の理念及び各学群の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明確に定め、その実現のための体系的な教育課程を編成・実施する。②また、学修成果把握のための評価・可視化の方法をアセスメントプランとして定めるとともに、③教学IRの導入を進め、それらに基づく組織的な教育成果の点検・評価と改善を着実に進める。 【7】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（7～9）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				S	A					
R 5 年 度	・全学ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び学群ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーや関係する理念等の点検を行うとともに、体系的に実施される教育課程について履修ガイドやウェブサイト等により学生の理解を促進するとともに、学外への周知を図る。 ①	・各ポリシーや関係する理念等について点検を行い、全学カリキュラム・ポリシーの一部改正を行った。また、体系的に実施される教育課程について履修ガイドやウェブサイト等により学生の理解を促進するとともに、学外への周知を図った。特に看護学群においては、学群FDを実施し、最新の知見、学問体系との照合点検を行い、教育の体系化の強化と履修ガイドへの明示の改善に取り組んだ。	III							
	・各ポリシーに則った新たなカリキュラムを進めるとともに、旧カリキュラムからの着実な移行を進める。 ①	・各ポリシーに則ったカリキュラムを進めるため、シラバス記載要領の点検・改善を行った。また、基盤教育群では、旧カリキュラムの開講保証となった必修科目について、未履修者及び時間割の確認を実施し、時間割上の特別措置を講じる等、着実な移行を進めた。								
	・学生自らの学修意欲や進路に応じて履修を進めることができるよう、教育課程のカリキュラムマップや科目ナンバリング、シラバス、履修モデルについて、履修ガイドに掲載し、入学時のガイダンス等により学生へ説明周知を図る。 ①	・学生が自らの進路に応じて履修を進めることができるよう教育課程のカリキュラムマップや履修モデルについて、点検・改善を行い、履修ガイドに掲載した。また、シラバスについても記載要項の点検を行い改善を図った。 ・履修ガイド、シラバスともに学外、学内のサイトを通じて周知を図った。								
	・「宮城大学教学アセスメントプラン」に則ったカリキュラムについて、学修成果と各種アセスメント指標をもとにカリキュラム評価のためのモニタリング及び学修成果の可視化を行う。 ①②	・宮城大学教学アセスメントプランの指標の一つである、新入生対象GPS-Academicによる思考力・姿勢・態度の把握と、学修状況診断テストの実施による英語・数学の能力の把握を行った。また、各学修成果を可視化するツールを活用し、学生の学修成果や学習行動の特徴を踏まえた授業改善に各科目単位で取り組んだ。								

・事業構想学群においては、学生が適切な学類選択をできるよう、事業構想学基礎、事業プランニング基礎、地域創生基礎、価値創造デザイン基礎の科目を1年次向け専門基礎科目として提供する。また、イノベーションデザインのスキル習得の機会を提供するために、リカレント教育や高大連携など非正規科目も活用しつつ、より広範囲な教育活動にも展開することを視野に、スキル習得の機会の拡張・展開するための他機関と連携したプログラム体系を設計する。 ①	・事業構想学群においては、学生が適切な学類選択をできるよう、1年次に事業構想学概論、事業プランニング基礎、地域創生基礎、価値創造デザイン基礎の科目を提供し、2年次以降の専門基幹科目等との連携を深めた。また、イノベーションデザインのスキル習得の機会を提供するためにも、リカレント教育や高大連携などの正課外科目等の成果を取り込みつつ、より広範囲かつ高度なカリキュラム体系の構想とその具体的教育活動への展開を視野に、スキル習得の機会の拡張・展開するための他機関等と連携したプログラム体系の設計に関する検討を行った。
・食産業学群においては、新カリキュラム下において学生が学類選択や研究室選択などで自ら適切な学びを選択できるよう1年次の「食材生産概論」や「フードマネジメント概論」、2年次の「食産業学基礎演習」などの専門基礎科目を実施していく。また、新カリキュラムの効果を実現するため、求められる分野の教育・研究指導ができる教員を新たに採用して教育課程の充実を図る。 ①	・食産業学群の新カリキュラムでは、1年次には生物生産学類の教員が中心に学類の学びを授業する「食材生産概論」やフードマネジメント学類の教員が中心に学類の学びを授業する「フードマネジメント概論」を実施し、各学類の教育を伝えることで自らが適切な学類選択を行うことを促した。また、学類が決定した2年次には各学類の教員がゼミ形式で行う「食産業学基礎演習」などの科目を導入し、希望する学類に進学した学生はもちろん、希望と異なる進学となった学生にもそれぞれの将来の専門や研究室を紹介することで学習意欲の維持・向上を図った。また、新カリキュラムの効果を実現するため、食産業学群としての教育・研究指導ができる専任教員を新たに採用して教育課程の充実を図った。
・基盤教育群においては、本学の特性に配慮した基盤教育の在り方について、導入、教養、学群共通科目の編成・実施についての全学的な共通認識（基盤教育共通ビジョン）の確立に向けて、基盤教育群での検討内容を共有し全学的な議論を進める。 ①	・全学的な共通認識（基盤教育共通ビジョン）の確立に向けて、基盤教育群において「教育DX」の文献を収集し、配架、閲覧に供して、研鑽を促した。また、新学習指導要領履修者の入学が始まる令和7年度を見越し、履修内容の相違と想定される教育上の課題等の検討を開始した。
・卒業時の学修成果測定結果を可視化し分析を行い、現行教育課程におけるディプロマ・ポリシーに対する教育効果の検証、測定方法の妥当性の検証及び改善を行う。 ②	・卒業時の学修成果測定結果の可視化に基づき、各学群においてディプロマ・ポリシーに基づく現行教育課程の教育効果について検討を行うとともに、測定時期や集計方法の妥当性の検証及び改善を行った。
・「宮城大学教学アセスメントプラン」の本実施に向け、関係センター、学群及び研究科等が連携して試行を行い、アセスメントプランの修正・改善を行う。 ②	・「宮城大学教学アセスメントプラン」の本実施に向け、関係センター、学群及び研究科等の連携強化を行った。特に、卒業・修了生へのアンケート実施に向け、CIC等卒業生に関わる関係部局との調整、議論を進め、現状の課題点、実施方法等の洗い出しを行った。
・教務・入試・キャリアに関する実データを収集し、教学IRにおける基本的な指標の可視化を試行するとともに、各センター等における情報の活用状況を把握する。 ③	・本学における教学IRの推進に係る基本的な考え方について記載した「情報戦略推進基本計画」及び「情報戦略推進に係るデータ取扱要綱」を策定し、直近5年間分（全学群・全研究科2,259名分）の教務・入試・キャリアに関する実データを収集するとともに、基本的な指標の可視化とエンロールメントマネジメント分析を試行した。また、部局等が保有するデータや活用状況の調査を開始した。
・令和4年度の大学設置基準の改正を受け、教育課程の編成及び関係諸規程の点検を実施し、必要に応じて改正を進める。 ①	・改正された大学設置基準を踏まえ、教育課程の編成及び関係諸規程の点検を実施し、学則等の一部改正を行った。

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■ 中期計画番号8

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標イ 学士課程

高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと、人間性豊かで、グローバルな視点を備えた、Society 5.0の実現や、地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準を用いて、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IR（Institutional Research）の導入を進める。

基盤教育においては、自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては、基盤教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。

また、アクティブ・ラーニング等により、実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、最も効果的な教育方法を工夫する。

大学教育のデジタル化を推進し、遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに、大学間の連携をより一層推進する。また、対面による活動がもたらす教育効果を再確認し、その効果的活用を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）第1教育研究1教育(2)教育の内容等イ 学士課程

①幅広い教養を身につけ主体的に学ぶ力、コミュニケーション力を培う基盤教育と、各学群で展開される専門教育を有機的に結び付け、それらの連続性を高めた学修効果の高いカリキュラムを提供する。②また、実学教育で必要とされる高度な技術力・実践力・語学力の修得を効果的に進めるため、地域フィールドワークや実学教育プログラム、海外研修プログラム等による多様な学びの機会を提供する。③教育のデジタル化を推進するため、遠隔授業システムや学修管理システム等の整備・連携と円滑な運用を行い、それらを効果的に活用した授業の展開を図るとともに、④対面授業の効果的な実施、アクティブ・ラーニングの活用、ラーニングコモンズの整備・活用により、学生の主体的かつ対話的な学びのサポートを強化する。⑤より効果的な教育を実現するための学年暦・時間割の在り方を検討し、その効果的な編成・運用に努める。【8】

[指標] 期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数（210人 令和8年度）

[指標] 地域連携型実践教育科目履修者の自己評価（平均A:85点以上 令和8年度）

■ 年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 5 年 度	・令和4年度からの教育課程において、基盤教育から専門教育への接続性、科目の受講年次、学期での連続性に配慮した教育を実施する。また、必要に応じて検討、検証を行い、シラバスや授業内容、時間割等の見直しを行う。（①⑤）	・学群を横断した時間割編成組織を立ち上げ、基盤教育から専門教育への接続性、科目の受講年次、学期での連続性に配慮した時間割を編成し、教育を実施した。また、シラバスについて確認を行い、教育内容の見直しを行った。	Ⅲ		
	・実学教育で必要とされる高度な技術力・実践力・語学力の修得を効果的に進めるため、実学教育プログラムを展開し、多様な学びの機会を提供する。また、遠隔授業の効果的な導入を進めるため、キャンパス間での遠隔授業を継続する。（②③）	・看護学群においては「実学教育プログラム」の一環として、医療現場で使用する機器の操作に習熟することを目的に、正課外授業「シムマスタープログラム初級」を計5回開講した。 ・食産業学群においては「実学教育プログラム」の一環として、ラジオ・パーソナリティを外部講師として招聘し、正課外授業「コミュニケーション学（面接からプレゼンテーションまで）」を計13回開講した。 ・基盤教育科目「福祉入門」では、太白キャンパスから大和キャンパスへの遠隔授業を継続的に実施した。 ・太白キャンパスを中心に、遠隔授業用機材（カメラ等）の充実を図った。			
	・令和4年度に引き続き、効果的な教育を実現するための学年暦・時間割の効果的な編成・運用の在り方とその具体化の方策について検討を行う。（⑤）	・効果的な教育を実現するため、新たな授業時間の可能性等、学年暦・時間割の効果的な編成・運用の具体的な方策について検討を行った。			

・地域連携実践教育科目である地域フィールドワークにおいては、制作したテキスト・映像教材を継続して活用するとともに、新カリキュラム下での講義内容の検証に着手する。（②）	・地域フィールドワークにおいては、新カリキュラム移行時に制作したテキスト・映像教材を継続して活用した。また、授業評価アンケートの結果等を踏まえて、講義内容の検証に着手した。
・大和キャンパスにおいても、フィールド数の適正化を図る。（②）	・大和キャンパスの地域フィールドワークのフィールド数を2から3に増やし、適正化を進めた。
・2年次以降のコミュニティ・プランナー科目群においては、新カリキュラム下における各科目の再構成及び講義内容の検証に着手する。（②）	・授業評価アンケート及び学生の自己評価アンケートの結果を踏まえて、各科目の内容の再構成及び講義内容の検証と改善に着手した。
〔指標〕 期間中の地域連携実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数 （210人 令和8年度）※年平均：35人	・令和5年度卒業生におけるCPアソシエイト取得者数は18人であり、累計の取得者数は93人である。 （参考）令和5年度 「地域フィールドワーク」履修者446人、「CP概論及び演習」履修者26人、「CP実践論」履修者22人、「CPフィールドワーク演習」履修者31人
〔指標〕 地域連携実践教育科目履修者の自己評価 （80点以上（試行）令和5年度）	〔指標〕 令和5年度 88点
・看護学群においては、新教育課程でのスタートアップセミナー、地域フィールドワークの課題を明確化し、解決を図る。災害看護プログラムのポートフォリオの電子ファイル活用と学習管理システム利用を検討し、運用方法を整備する。防災活動の協働として、授業科目での演習で大学近隣地域の住民の参加を継続し、授業展開の充実を図る。国際看護プログラムでは新カリキュラムでの2年目の科目運営を継続する。シミュレーション学習を充実させる場であるスキルスラボの利用を促進し、利用状況を把握し、評価検討を行う。（①②③）	・看護学群においては、スタートアップセミナーの学群展開授業において、1年目の授業評価を踏まえた学習課題の整理と学習支援の強化により、他学群との成績格差及びクラス間統率も問題が生じなかった。災害看護プログラムでは、ポートフォリオ表彰を開始したことで学生の動機が高まった。LMS構築はシステム上の検討課題が多く継続検討中である。被災地フィールド学習は学生の関心・評価も高い。国際看護プログラムの海外演習は、受入施設等の状況に配慮しつつ、本学の学習ニーズを達成できるよう研修プログラムの内容を独自に調整したシドニー看護研修（3月）を実施した。シミュレーション学習は、MYU-TOWNの利活用とともに、スキルスラボの正課授業外での学習・ゼミ活動での利用が増加した。
・看護学群独自の「学びの振り返り」をwebclass上にeポートフォリオ化した運用を入学生から開始する。独自開発したデジタル教材を利活用したシミュレーション学習を継続的に授業に組み入れ、教育DXを推進する。（④）	・webclass上のeポートフォリオ運用を開始した。学生のコンピテンシー獲得状況を可視化しやすい成果を認める一方で、継続的にシステムの改築が必要である。令和4年度から独自開発したMYU-TOWN教材は、学群内運用体制を整え、複数の教材を新增築し、授業での利活用も促進した。
・事業構想学群においては、基盤教育から専門教育までを一貫して担うことにより、「デジタル・トランスフォーメーションの教育への利活用機会の展開事業」の促進につなげる。地域の伝統工芸から生活デザインまで幅広い対象についてVR教育コンテンツを開発することにより、イノベーションデザインに寄与する教育・研究を促進する。また、遠隔授業を活用して他大学等との連携による教育プログラムを構築する。（①②③）	・事業構想学群においては、基盤教育から専門教育までを一貫して担うことにより、「デジタル・トランスフォーメーションの教育への利活用機会の展開事業」等における成果の展開がなされた。具体的には地域の伝統工芸から生活デザインまで幅広い対象についてVR教育コンテンツを開発し、様々な形でイノベーションデザインに寄与する教育及びその基盤となる研究を促進させた。また、遠隔システム等を積極的に活用し、試行的な様々な教育プログラムの構築とその実装を試みた。
・食産業学群においては、新カリキュラム導入2年目に当たることから、引き続き食産業学への知識や関心を高めるために導入した基盤科目が学類選択などに生かせるよう運用を改善していくとともに、専門科目への効果的な橋渡しなど、新カリキュラムにおける科目の実施方法について検討する。また、遠隔授業を効果的に活用した授業の展開を図る。（①②③）	・学類選択に資するよう開講された1年次の「基礎ゼミ」に続き、新たに2年次の「食材生産概論」「フードマネジメント概論」では、ゼミ形式で各学類での専門が紹介され、専門教育の内容把握や学習意欲の向上が図られた。また、両キャンパス共通の開講科目の一部では遠隔講義が実施され、この方法による教育効果が評価された。
・基盤教育科目において教育効果の望める科目については遠隔授業を継続するほか、一部科目においてはオンデマンド授業を組み込み、対面授業と遠隔授業との効果的な配分の検討を進める。（③）	・基盤教育科目「福祉入門（大和）」「政治学概論」「日本語Ⅲ（大和・太白）」「日本語Ⅳ（太白）」において遠隔授業を実施し、学生の反応を測定した。また「人口学概論」の一部にオンデマンド授業を組み込み、学生の反応を測定したほか、担当教員からも意見を聴取した。

	・学生の勉学意欲や理解度の向上を図ることを目的に、デジタルツールを活用した実践的教育及び少人数教育指導の充実のためのアクティブラーニングプログラムの試行を行う。（④）	・実践的教育の充実を図るため、令和6年度から全学的に新たなeラーニングコンテンツ導入に向け調整を進めた。また、看護学群では、高機能シミュレーターやスキルスラボを利活用した正課外の看護技術獲得のためのシミュレーション演習プログラムを新しく実施した。		
	・ラーニングコモンズにおいて、授業時間外の学修支援の場として、SAを活用した学生相互の学修支援体制の定着と充実を図る。また、学びを支援するための各種プログラムについて、令和4年度実施の各プログラムの定着と、必要に応じた新規プログラムの検討・展開を図る。（④）	・大和キャンパスにて27名（うち新規9名）、太白キャンパスにて20名（うち新規12名）の学生スタッフ(SA)による運営を行い、SAを活用した学修支援体制は、人員面について定着・充実しつつある。また、上記スタッフによる定期運営会議も開催され、昨年度に比し組織面でも一定の充実が実現した。また、大和キャンパスにて令和4年実施プログラムのうち11種を計37回(常時予約制を除く)継続提供したほか、4種の新規プログラムを実装し（実施計15回）、プログラムの継続実施と新規展開を行った。太白キャンパスにおいても、学生主導のもとデジタルツールを活用した学生ニーズの把握やPC相談、留学相談会のほか、教員が関わりつつ学外組織とのコラボレーション企画を実施するなど、新規の企画展開を図った。		

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■ 中期計画番号9

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標イ 学士課程

高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと、人間性豊かで、グローバルな視点を備えた、Society 5.0の実現や、地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準を用いて、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IR（Institutional Research）の導入を進める。

基盤教育においては、自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては、基盤教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。

また、アクティブ・ラーニング等により、実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、最も効果的な教育方法を工夫する。

大学教育のデジタル化を推進し、遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに、大学間の連携をより一層推進する。また、対面による活動がもたらす教育効果を再確認し、その効果的活用を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）第1教育研究1教育(2)教育の内容等イ 学士課程

①学生の多様な学修ニーズに応えるために、国際社会や地域社会、科学技術、情報通信の動向及び新たな社会課題を踏まえ、かつ本学の強みや特色を生かした実践的な教育プログラム（正課外のプログラムを含む）を各学群やラーニングコモンズ、デザイン研究棟等で展開し、地域や世界においてイノベーションをデザインできる人材を育成する。②また、意欲と能力にあふれた学生を対象に、起業家精神（アントレプレナーシップ）の育成や大学院課程との接続性を考慮した専門性を深める学修機会の提供を図る。③情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用し、地域や産業界、他大学・研究機関等との連携による効果的な教育プログラムを展開する。【9】

■ 年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 5 年 度	・全学基盤教育においては、引き続き、国際社会の動向や科学技術、情報通信技術の動向を学ぶための科目及びアントレプレナー育成のための科目を開講し、地域・社会・世界における課題解決に資する知見を学修できる機会の提供を図る。また、コミュニティ・プランナー科目群においては、再編成された具体的な講義内容の検証に着手する。（①②）	・国際社会の動向を見据え「国際日本学」「文化人類学概論」では、英語を積極的に用いた授業を展開した。 ・「日本事情Ⅰ」「全学自由ゼミ」「学外研修（国内）」では、日本の地域課題解決に関する授業、文化や社会について学修する講義をフィンランドからの交換留学生への提供科目とした。 ・「グローバル・ビジネス」では、JETROより講師を複数名招聘し、実践的な授業を提供した。 ・科学技術、情報通信技術の動向を学ぶため「コンピューターリテラシー」「情報化社会と技術」「基礎統計学Ⅰ」「基礎統計学Ⅱ」を引き続き必修科目として開講した。 ・「アントレプレナー基礎」では、最前線で活躍している起業家を外部講師として積極的に登用し、より実践的な教育プログラムを提供した。 ・コミュニティ・プランナー科目群においては、授業評価アンケート及び学生の自己評価アンケートの結果を踏まえて、各科目の内容の再構成及び講義内容の検証と改善に着手した。	Ⅲ		
	・令和4年度の情報統計に係る科目の授業実績を基に、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度への申請手続きを進める。（①）	・令和4年度の情報統計に係る科目の授業実績を集約し、学群横断的に数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度申請を行った。			
	・看護学群においては、災害看護プログラムのポートフォリオの電子ファイル活用を決定し、学習管理システムの利用を検討する。防災活動の協働として、授業科目での大学近隣地域の住民の参加を継続し、授業展開の充実を図る。国際看護プログラムでは新カリキュラム2年目での科目運営を継続する。シミュレーション学習を充実させる場であるスキルスラボの利用を促進し、利用状況を把握し評価検討を行う。（No. 8再掲）（①）	・災害看護プログラムでは、ポートフォリオ表彰を開始したことで学生の動機が高まった。LMS構築はシステム上の検討課題が多く継続検討中である。被災地フィールド学習は学生の関心・評価も高い。国際看護プログラムの海外演習は、本学の学習ニーズに合わせた海外研修プログラムを新たに構築できた。シミュレーション学習は、MYU-TOWNの利活用とともに、スキルスラボの正課授業外での学習・ゼミ活動での利用が増加した。（No. 8再掲）			

	・看護学群独自の「学びの振り返り」をwebclass上にeポートフォリオ化した運用を入学生から開始する。独自開発したデジタル教材を活用したシミュレーション学習を継続的に授業に組み入れ、臨地実習施設等と連携して、教育DXを推進する。（No. 8再掲）（①③）	・webclass上のeポートフォリオ運用を開始した。学生のコンピテンシー獲得状況を可視化しやすい成果を認める一方で、継続的にシステムの改築が必要である。令和4年度から独自開発したMYU-TOWN教材は、学群内運用体制を整え、複数の教材を新增築し、授業での利活用も促進した。（No. 8再掲）	
	・事業構想学群においては、EDGE-NEXT事業において正課外で実施してきたプログラムについて、「構築されたアントレプレナー育成関連プログラムの改善事業」の一環として正課科目として展開し、その推進を外部組織と連携して行う。また、イノベーションデザインのための環境や技術としてVRの活用を進め、学生が学びを深める教育コンテンツの充実や関連研究を推進し、学生の学びの加速を図る。さらに、「宮城大学・JICA連携グローバル・プログラム」を通し、国際社会で通用する能力やグローバルな視点・素養を持ち、地域社会、地域経済の活性化や持続的発展に貢献する“グローバル人材”の育成を推進する。（①②③）	・事業構想学群においては、EDGE-NEXT事業等において正課外で実施してきたプログラムの一環として正課科目として展開し、その推進を外部組織等との連携により実施した。また、イノベーションデザインのための学習環境や技術としてVR等の先進的なICT活用の検討を進め、学生が学びを深める教育コンテンツの充実やそのための関連研究を推進し、学生にとっての新たな学びの方向性を具体化した。さらに、「宮城大学・JICA連携グローバル・プログラム」について、国際協力論や海外演習など新規開講4科目と合わせて計5科目を開講し、グローバル人材の育成を推進した。また、既存科目をプログラムに組み入れるなどプログラム全体の見直しを行った。	
	・食産業学群においては、多様な学習ニーズに対応できるよう工夫を行った新たなカリキュラムを導入して2年目であり、その実質化のために引き続きその実施に検討・改善を行う。卒業研究においては学生それぞれの課題に対応したPBL型の研究指導など、学生自らが研究に向かうことができるよう指導の改善に努める。また、意欲と関心のある学生の学びを加速するため、正課内外あるいはコモンズ等において、食産業に関する企業や政府、自治体、研究機関で活躍している講師を招き、社会のニーズや課題に対するアプローチなどをテーマとした授業等を行い、より現実的な課題性に富む学修機会を提供し、起業や大学院での研究のためのアイデアを創出できる人材の育成を図る。（①②③）	・食産業学群では、学類選択後の2年次に「食産業学基礎演習」を実施し、その後の学修の選択に資する、より詳しく学生に研究分野と研究室の内容を伝えた。これは昨年度より実施している1年次のスタートアップセミナーⅠの「基礎ゼミ」とともに、学生の学修パスの適切な選択に貢献した。卒業研究では、フードマネジメント学類、食資源開発学類ともに学生それぞれが自ら課題を設定し解答を見つけるという卒業研究を担当の教員と協働することで実施した。 ・また、ディスカバリー・コモンズではSA学生自身の発案から昆虫食について事業構想学群から教員を招くなどキャンパスを超えて実施した。また、授業においても食産業に関する企業や政府、自治体、研究機関で活躍している講師を招き、社会のニーズや課題に対するアプローチなどをテーマとした授業等を行い、より現実的な課題に接する学修機会の提供に努めた。	
	・企業や自治体、他大学、各種研究機関等との連携による教育プログラムの企画、運営を行う。また、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用する運用を継続する。（③）	・看護学群では、東北医科薬科大学との連携事業IPEプログラム（正課外）の次年度再開に向けた調整会議を実施した。また、東北医科薬科大学FDとしてIPEプログラムのフォーラムを実施し、これまでの取組を基に今後のニーズについて意見交換した。JCHO仙台病院との連携協定事業として、住民を対象とする健康教育プログラムを実施し100人近い参加者があった。	
	・令和4年度に開始したDX事業では、教材・教育プログラムの向上及び遠隔授業によるリカレント教育履修者の拡大を目指す。（③）	・看護学群では、令和4年度DX事業（文科省助成）で独自開発したMYU-TOWN教材（DX教材）を学群の教育管理体制のもとで継続的に運用するなか、複数の教材を開発し、授業での利活用を促進した。DX・リスキリング事業（令和4年度は文科省委託事業として実施）みやぎテレナース育成プログラムを、令和5年度も開講し、16名の修了生を輩出した。	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 10

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(2) 教育の内容等に関する目標	ロ 大学院課程
地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また、大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え、地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。 教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IRの導入を進める。 学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより、リカレント教育など、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。 また、高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）	
第1教育研究	1教育（2）教育の内容等
ロ大学院課程	
①本学の理念及び各研究科の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明確に定め、その実現のための体系的な教育課程を編成・実施する。②また、学位論文審査基準を公表し、透明性・公平性のある学位論文審査のための体制強化を進める。【10】	

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（10～12）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
			A	A						

R 5 年 度	・看護学研究科においては、 （1）在宅看護CNS養成課程設置に向けて改編作業を進める。また、併せて、令和6年度より博士後期課程の教育課程の改定に向けた編成作業を進める。（①） （2）高度な専門的知識及び課題分析、課題解決手法を身につけた看護人材の育成に向けた学士教育から継続した大学院への進学について、学群生対象に行ったアンケート調査、インタビュー調査をさらに分析し、今後の在り方を検討する。また、学群生への広報活動を継続的に行う。（①）	・看護学研究科においては、 （1）博士前期課程では、「在宅看護専門看護師教育課程」の申請及び「在宅看護専門看護師養成コース」開設のため、審査・認定機関である日本看護系大学協議会の教育課程認定委員会専門分科会委員長への相談を行い、地域ニーズに対応した教育内容及び指導体制の助言を得て見直しを行った。申請に向けて、研究科内に申請準備ワーキンググループを立ち上げた。博士後期課程では、令和6年度からの新教育課程を構築し、ディプロマ・ポリシーの到達を目指して再編成した科目を開講する準備を整えた。 （2）課題分析、課題解決手法を身に付けた看護人材の育成に向けた学士教育からの継続した大学院進学（ストレート進学）のアンケート調査では、さらに分析や情報把握を進め、大学院ストレート進学推進における看護人材育成での可能性と課題を検討した。さらに、学群生対象のキャリアガイダンスの中で、ストレート進学に関する紹介をするなどの広報活動を展開した。	III	
	・事業構想学研究科においては、 （1）博士前期課程及び博士後期課程の改編に合わせて、引き続きディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを点検するとともに、博士前期課程における新たな教育課程の完成に向けた最適な科目配置の精査を継続する。また、博士後期課程の教育課程については、一領域としてのプログラム配置について精査する。（①） （2）教育課程の講義科目を基にした、「ソーシャル・デザイン領域の専門性高度化事業」を礎に、社会課題解決に貢献する人材育成のためのパブリックマネジメントプログラム開発を検討する。特に、リカレント大学院教育プログラムの運用について検討する。（①）	・事業構想学研究科においては、 （1）博士前期課程及び博士後期課程について、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー・教育課程の点検を行った。博士前期課程における科目の一部見直し及び複数指導体制の強化に向けて、履修規程の改正を行った。博士後期課程においては、領域を統合したプログラムを開始し、その点検を行い、支障なく進行していることを確認した。 （2）ソーシャル・デザイン領域において、その「専門性高度化」を目指し、地域課題への科学的アプローチと地域価値の具現化の検討に着手した。また、リカレント教育との接合を視野に、大学院教育プログラムにおける、社会人を対象としたスキームの検討を行った。		

	・食産業学研究科においては、 (1) 引き続きディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを点検するとともに、令和4年度に完成年度を迎えた博士前期課程の振り返りにより教育課程及び各授業の内容等の見直しを進める。また、食産業学研究科博士後期課程においては、授業内容等の見直しを中心にカリキュラム編成を進める。 ① (2) 引き続き科学技術の進展、新たな社会課題に対応できる人材の育成について検討するとともに、多様なバックグラウンドを持つ研究科の学生に対してきめ細かなガイダンスを行い、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに合致した教育を効率的に行うよう努める。 ①	・食産業学研究科においては、 (1) 引き続きディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの点検を行った。また、博士前期課程では修士論文作成に関わる科目と修士論文研究との関連性を整理し、各科目の到達目標、評価基準等の見直しを行った。博士後期課程においては、授業内容等の見直しを進めた。 (2) 引き続き科学技術の進展、新たな社会課題に対応できる人材の育成について検討を進めた。また、企業等からの社員の入学相談等に対してカリキュラム等の教育内容の説明を随時行い、十分な理解の元で入学できるように対応した。	
	・各研究科において行った新たな教育課程体系を示すカリキュラムマップ、科目ナンバリング及び履修モデルの点検に基づき修正を進める。 ①	・各研究科において、カリキュラムマップ、科目ナンバリング及び履修モデルの点検を行い、看護学研究科及び事業構想学研究科では、新たな科目配置等、教育課程体系の見直しを行った。	
	・学位論文審査基準及び審査スケジュールをウェブサイト、履修ガイド等で公表し、透明性・公平性を維持した学位論文審査を実施する。 ②	・学位論文審査基準及び9月、3月修了予定者の審査スケジュールをウェブサイト、履修ガイド、新年度オリエンテーション等で公表、説明を行った。また、透明性・公平性を維持した学位論文審査を実施した。	
	・各研究科において、学位論文審査報告書の新様式に従い、学位論文審査基準の各項目を評価軸とした厳格な学位論文審査を行う。また、学位論文指導研究計画の明示に関する検討を行う。 ②	・各研究科において、学位論文審査報告書の新様式に従い、学位論文審査基準の各項目を評価軸とした厳格な学位論文審査を行った。また、学生、教員双方から学位論文指導研究計画書の確認を行い、より充実した学位論文指導を図った。	
	・各年次の学位論文審査プロセスを履修ガイドやウェブサイト等において明確に示し、学生への周知を徹底する。その上で、適切な審査を実施する。 ②	・各研究科において、研究指導計画書及び各年次の学位論文審査プロセスの確認を行った。履修ガイドやウェブサイト等においても審査プロセスを明確に示し、周知を行った。その上で、適切な審査を実施した。また、看護学研究科では、適切な審査を行うため、「新学位論文審査報告書を用いた論文審査」に関するFDを行った。	

■中期計画番号 11

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(2) 教育の内容等に関する目標	ロ 大学院課程
地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また、大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え、地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。 教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IRの導入を進める。 学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより、リカレント教育など、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。 また、高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2)教育の内容等 ロ大学院課程				
①教育内容や学修成果の評価・可視化の方法をアセスメントプランとして定めるとともに、②教学IRの導入を進め、それらに基づく点検・評価と教育内容の改善を着実に進める。 【11】				
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）				
年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価
				評価 意見
R 5 年 度	・修了時の学修成果測定結果を可視化し分析を実施し、教育効果の検証及び測定方法の妥当性の検証並びにその改善を行う。 (①)	・修了時の学修成果測定に当たって、測定結果を研究科間での比較を可能にするツールを導入した。また、その結果をもとに教育効果の検証を行った。	Ⅲ	
	・「宮城大学教学アセスメントプラン」の本実施に向け、関係センター、学群及び研究科等が連携して試行を行い、アセスメントプランの修正・改善を行う。 (①)	・「宮城大学教学アセスメントプラン」の本実施に向け、関係センター、学群及び研究科等の連携強化を行った。特に、卒業・修了生へのアンケート実施に向け、CIC等卒業生に関わる関係部局との調整、議論を進め、現状の課題点、実施方法等の洗い出しを行った。(No. 7再掲)		
	・教務・入試・キャリアに関する実データを収集し、教学IRにおける基本的な指標の可視化を試行するとともに、大学院の教育改善に資する分析方法を検討する。 (②)	・本学における教学IRの推進に係る基本的な考え方について記載した「情報戦略推進基本計画」及び「情報戦略推進に係るデータ取扱要綱」を策定し、直近5年間分（全学群・全研究科2,259人分）の教務・入試・キャリアに関する実データを収集するとともに、基本的な指標の可視化とエンロールメントマネジメント分析を試行した。また、大学院の教育改善に資する分析のための検討を開始した。(No. 7再掲)		

■中期計画番号 12

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(2) 教育の内容等に関する目標	ロ 大学院課程
地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また、大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え、地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。 教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IRの導入を進める。 学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより、リカレント教育など、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。 また、高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）		第1教育研究	1教育	(2) 教育の内容等	ロ大学院課程
①大学院の魅力をもっと高めるため、将来の国際社会や地域社会、科学技術の進展、情報表現技術の動向及び新たな社会課題を見据えた高度な実学教育の実現に向けた大学院教育の再構築を行う。②また、社会人のリカレント教育の充実に向けた教育プログラムを展開する。【12】					
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 5 年度	・看護学研究科においては、 （1）これまでの教育課程改編に向けた調査及び検討を踏まえ、学士課程からのストレート進学の詳細を検討する。また、博士後期課程の改編を含め、教育課程の全面的な見直しを行う。ハイブリッドシミュレーターを活用した実践教育を進める。 （2）日本看護系大学協議会への「在宅看護専門看護師教育課程」の申請及び「在宅看護専門看護師養成コース」開設のための準備を行う。博士後期課程においては、令和6年度開始予定の教育課程の改編に向けた準備を行う。（①②）	・看護学研究科においては、 （1）学士教育からの継続した大学院進学（ストレート進学）のアンケート調査をさらに分析し、ストレート進学における看護人材育成での可能性と課題を検討した。また、地域医療・地域ケアの課題解決を図る教育展開に向けて、ハイブリッドシミュレーター等を活用した実践教育の内容や社会のニーズに応じた遠隔看護の教育について検討した。博士後期課程の改編を含め、よりディプロマ・ポリシーに到達しうる教育内容を再検討した。 （2）博士前期課程では、「在宅看護専門看護師教育課程」の申請及び「在宅看護専門看護師養成コース」開設のため、教育課程認定委員会専門分科会委員長への相談を行い、地域ニーズに対応した教育内容及び指導体制の助言を得て見直しを行った。申請に向けて、研究科内に申請準備ワーキンググループを立ち上げた。博士後期課程においては、令和6年度からの新教育課程を構築し、開講する準備を完了した。	Ⅲ		
	・事業構想学研究科においては、 （1）実学教育をはじめDXやアントレプレナーシップ、デザイン思考の強化に向けた適切な科目配置について検討を進める。（①②） （2）「研究教育プログラムの高度化：ビジネスグロース/パブリックマネジメント/XR・UXを柱とするイノベーションデザイン学の研究教育プログラムの展開」のための準備を行う。（①②）	・事業構想学研究科においては、 （1）実学教育をはじめDXやアントレプレナーシップ、デザイン思考の強化に向けた適切な科目配置について検討を行った。 （2）前年度に続き、大学院プログラムとの連携を視野に入れた、社会人を対象としたDXリスクリソングプログラムを実施するとともに、「研究教育プログラムの高度化：ビジネスグロース/パブリックマネジメント/XR・UXを柱とするイノベーションデザイン学の研究教育プログラムの展開」を目指した今後のスキームについての検討を行った。			

	・食産業学研究科においては、 （1）引き続き計画的に老朽化した大型実験機器の更新と先端機器の導入、利用環境の整備により教育研究環境の向上を進める。情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用した社会人のリカレント教育の提供方法についても引き続き検討を進める。（①②） （2）食産業学研究科では、新たに開講されたデータサイエンスに関する科目の実施・充実とともに、各研究分野におけるDX教育の充実を図る。（①②）	・食産業学研究科においては、 （1）計画に基づき、大型実験機器の更新と先端機器の導入、利用環境整備を進めている。今年度は四重極飛行時間型質量分析計（QTof）を導入し、教員・学生を対象に利用のための講習会を5日間にわたって実施した。また、社会人に対するリカレント教育の提供方法は検討中であるが、研究科へ入学した社会人学生に対しては遠隔授業も交えて柔軟に対応した。 （2）新設されたデータサイエンス特論以外の科目においてもデータサイエンスと関連する内容を取り込んだ講義を実施した（植物機能開発特論等）。	
	・リカレント教育の充実に向け、情報通信ネットワークの利用による遠隔授業、遠隔研究指導の積極的な活用を図るとともに、対面授業と遠隔授業を効果的に組み合わせた授業展開を引き続き進める。（②）	・リカレント教育の充実に向け、社会人学生に対しては学生の状況に応じて情報通信ネットワークの利用による遠隔授業、遠隔研究指導の積極的な活用を図った。特に看護学研究科では、実践現場の看護師を対象とし、対面と遠隔授業を組み合わせた“みやぎテレナース育成プログラム”を実施し、大学院教育への適応を検討した。	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 14

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(3) 教育の実施体制等に関する目標	□ 教員・教員組織
授業科目の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員を、年齢、性別、国際性等のバランスに配慮しながら、採用・配置する。 また、教育活動の質の向上を図るため、教員評価、学生による授業評価やFD（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに、学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど、教員の教育能力向上を推進する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）		第1教育研究	1教育	(3)教育の実施体制等	□教員・教員組織
① 本学が求める教員像や各学群・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示した上で、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。② 教員の募集、採用、昇任等に当たっては、これらの基準及び手続きを明確にした上で、年齢、性別、国際性等のバランスにも配慮し、公募により選考する。③ また、学系組織の実質化を進め、教育研究の活性化を図る。【14】					

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）										
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（14～16）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A					
R 5 年 度	・各学群・研究科において策定する教員組織の編成方針等を踏まえ、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。また、必要に応じて、学系組織において教員の研究業績の評価等を行うことで、教育研究の活性化を図る。（①③）	・各学群・研究科で策定した編成方針等を踏まえ、専任教員の配置を行った上で、科目担当の充足が困難で、教育の質保証の観点から必要と認められる場合には、特任教員や非常勤講師を配置するなど、科目担当教員の配置に関する指針を定め、適正な配置を行った。また、学系組織の在り方について検討を行った。	III							
	・教員の採用に当たっては、人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像を明確にし、原則として公募によって採用を行う。（②）	・人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像を明確にした上で、公募により教員人事委員会において採用予定者を決定し、理事会の審議を経て採用した。								

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 15

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

□ 教員・教員組織

授業科目の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員を、年齢、性別、国際性等のバランスに配慮しながら、採用・配置する。

また、教育活動の質の向上を図るため、教員評価、学生による授業評価やFD（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに、学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど、教員の教育能力向上を推進する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (3) 教育の実施体制等 □教員・教員組織

①専任教員の教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の各活動の目標設定を支援し、その成果を多面的に点検・評価することによって活動の改善と自己研鑽を促すとともに、大学全体の質の向上と高度化に資するため、教員評価を行う。②また、教員の年俸制の導入について、引き続き検討する。【15】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 5 年 度	・教員評価の円滑な実施を図るとともに、教員評価制度検討委員会による点検を通じて、必要に応じて改善を行う。（①）	・教員評価要綱に基づき評価を実施するとともに、教員評価制度検討委員会において、各種意見を踏まえて制度の点検・見直しを行い、評価結果の公表の在り方について検討を行った。 ・教員評価の結果を勤勉手当の成績率に適切に反映させた。	Ⅲ		
	・教員の年俸制の導入について、他大学等の情報を収集するなど、引き続き検討していく。（②）	・他大学の給与制度について情報収集を図るなど、慎重に検討を継続した。			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 16

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(3) 教育の実施体制等に関する目標	□ 教員・教員組織
授業科目の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員を、年齢、性別、国際性等のバランスに配慮しながら、採用・配置する。 また、教育活動の質の向上を図るため、教員評価、学生による授業評価やFD（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに、学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど、教員の教育能力向上を推進する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (3)教育の実施体制等 □教員・教員組織					
①本学が目指す教育を提供するために望ましい教員像を明確にするとともに、②その育成及び自己研鑽の機会として、組織的かつ体系的にファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントを実施する。【16】					
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 5 年度	・令和4年度に作成した草案に基づき、「望ましい教員像及び教員組織の編成方針」を策定し、学内組織への理解度向上を図るとともに、ウェブサイト等により学生及び学外への周知を図る。（①）	・「望ましい教員像及び教員組織の編成方針」について、内部質保証の視点から、その必要性を確認し、策定に向けてのプロセスを進めた。		Ⅲ	
	・階層化レベルで教職員の育成及び自己研鑽のためのFD・SDを企画し、全教職員が参加しやすい環境・方法で実施継続する。また、本学が目指すニューノーマルな高度専門教育の質保証に向けて、教職学協働、教育・研究連動を促進しながら教育力の向上を目指し、マクロ、ミドル、ミクロの各レベルの活動が効果的に連動するFDの実施を継続する。（②）	・全学FD・SDは、「宮城大学のエンロールメント・マネジメントを考える～新たな時代における志願から同窓までの一貫したサポートの在り方と課題～」について、基調講演と関連センター長等とのパネルディスカッションを行った。対面＋オンデマンド（対面欠席者）形式で実施し、参加教職員191名（90.5％）であった。教職学協働による教育DXの取組に関する基調講演の後、上記テーマでパネリスト・コメンテーターとのディスカッションを行った。 ・マクロレベル1件、ミドルレベル10件、ミクロレベル13件のFD・SDを、講師・対象者の状況に合わせ、効果的に多様な形式で実施した。本年度はミクロレベル（自己研鑽）の積極的な取組や対面開催が増加し、各レベルでの教育力上の課題に応じた企画が展開された。			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 17

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(4) 学生への支援に関する目標	イ 学修・生活支援
学生が自己の学修成果を的確に把握することにより、更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに、健康で充実した学生生活を安心できる環境で送ることができるよう、相談体制の強化、健康管理や課外活動の支援を行う。さらに、経済的に安定した環境で学修できるよう、負担軽減制度の適切な運用に努める。 また、多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて、社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (4) 学生への支援 イ学修・生活支援										
①学生が安心して学生生活を過ごし、学修や課外活動に励むことができるよう、学修支援方針等に基づいて、適切な学修支援、生活支援を行っていく。②特に学修困難学生については早期発見に努め、適切な対応を行う。【17】										
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）										
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定	意見					
				評定実績（17～19）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
			A	A						
R 5 年 度	・ALCS学修行動比較調査の回答率の維持・向上のため、各種媒体を通じて学生に対する回答依頼の周知徹底を図る。また、学生の4年間の学修行動について、入学年・学群毎に比較し分析を行う。（①）	【全学】 ・回答率に関して、回答依頼メールの自動送信化の対応や、各学群の学修特性に応じた呼びかけを教員と事務局が連携して実施した結果、これまでで最高の回答率を得ることができた。（令和3年度回答率57.43%、令和4年度回答率78.44%、令和5年度回答率89.50%）また、回答結果について、カテゴリごとの経年比較を実施し、コロナ禍前後の状況分析等を行った。	Ⅲ							
	・新型コロナウイルス感染症の感染状況を把握し、感染予防に努めつつ、サークル活動等正課外活動を支援する。（①）	【全学】 ・5月までは感染対策を継続し、サークル活動も許可制としていたが、5類移行後は通常どおりの活動を認めることとした。 ・5類移行後も学校感染症に関する周知と状況把握に努めた。								
	・新入生が安心して学生生活を過ごせるよう、仲間作りと宮城大学生としてのアイデンティティ形成のため、新入生交流事業（コンボケーションデイ）を実施する。（①）	【全学】 ・令和5年度は他者との交流・他者理解をテーマとし、春にはブラインドサッカー選手との交流、競技等の体験を行い、仲間を思いやり支え合うことや、声かけによるコミュニケーションの重要性を学んだ。秋には太白キャンパスで食をテーマとした複数の企画を実施し、両キャンパスの学生が協力しながら課題をクリアしていくことで、他学群の学生の視点に触れるなど、多様な人とのコミュニケーションや協調性の大切さを学修し、新入生のアイデンティティの形成にとって有意義なプログラムとなった。 【看護】 ・新入生交流事業（コンボケーションデイ）のほか、看護学群独自の新入生交流会を開催し、新入生が在 student と交流する機会を持ち、新入生が大学生活に早期に馴染めるよう支援した。								

	・カウンセラーや保健指導員によって学修困難な学生が把握されたときには、各学群スチューデントサービスセンター・ワーキンググループ等（看護学群では学生ワーキンググループ）・事務局と情報共有し、関係者と連携しながら適切な支援を提供する。（②）	【全学】 ・健康支援室で把握した学修困難学生に対し、各学群、事務局・学外関係者と連携を取り、適切な支援を行った。 ・健康問題を抱える学生に対する支援として、学群の教員と体調不良時の対応について情報共有を行った。 ・各学群で把握した学修困難学生に対しては、必要に応じてカウンセラーや保健指導員、事務局と情報を共有し、学群ワーキンググループが必要な支援を実施した。 【看護】 ・看護学群では、学生支援体制として各学年支援チーム体制を新たに設け支援の充実に努めた。	
	・基盤教育群及び各学群の科目担当教員の協力により、欠席の多い学生、リメディアルが必要な学生や授業への取組状況に問題のある学生の早期発見に努め、各学群スチューデントサービスセンター・ワーキンググループ等（看護学群では学生ワーキンググループ）は、健康支援室及び事務局と連携しながら支援を提供する。（②）	【全学】 ・基盤必修科目の欠席回数が2回になった時点で科目担当教員から各学群ワーキンググループ長に連絡が寄せられ、担任教員と情報の共有を行い、学生との面談を行った。 【基盤】 ・基盤必修科目において欠席回数が2回になった学生について、各学群ワーキンググループへの速やかな情報提供を行った。対象科目を必修科目に絞ったフローが定着し、より効率的な情報共有と迅速な対応を行うことができた。 ・学習状況診断テストでは、ナチュラサイエンス分野のリメディアル教育科目への誘導を例年通り実施した。英語科目においても成績不良者への対応がなされた。テスト時に実施したアンケート（PCの基本操作）の結果を基盤情報科目担当教員と共有し、正課において対応した。	

■中期計画番号 18

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(4) 学生への支援に関する目標	イ 学修・生活支援
学生が自己の学修成果を的確に把握することにより、更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに、健康で充実した学生生活を安心できる環境で送ることができるよう、相談体制の強化、健康管理や課外活動の支援を行う。さらに、経済的に安定した環境で学修できるよう、負担軽減制度の適切な運用に努める。 また、多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて、社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）
第1教育研究
1教育
(4)学生への支援
イ学修・生活支援

①学生が心身の健康を維持・増進していけるよう適切な支援を行う。
②障害のある学生、外国人留学生、LGBTQ+など多様な学生の学修・学生生活について適切な支援を行う。
③特に障害のある学生については合理的配慮を行う。
④全学生を対象に、人々の多様性を受け入れる態度の醸成を図る。
【18】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 5 年 度	・生活習慣病予防やメンタルヘルス、禁煙教育等の健康教育のほか、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた感染予防のための健康教育等を実施する。（①）	【全学】 ・新型コロナウイルス感染症を始めとする感染が疑われる症状が現れた際の事務局への連絡や出席停止措置、教員への連絡といった対応フローについて周知した。 ・学生へ情報がしっかり届くように、周知の時期、方法を検討し、学期や実習の開始時期、感染症の拡大状況に合わせて、メールと学年Teamsで周知を図った。 ・新型コロナウイルス感染症を始めとする出席停止に関する対応フローを見直し全体に周知した。	Ⅲ		
	・心身の不調、不安やストレスを抱える学生の早期把握に努め、セルフケアを促進できるような支援を提供する。（①）	【全学】 ・学生相談室で新入生向けアンケートや全学対象としたストレスセルフチェックを実施し、心身の不調、不安やストレスを抱える学生の早期把握に努めた。 ・メンタルヘルスのセルフケアや対人関係についておたよりを配信し情報提供を行った。 【看護】 ・教務ワーキングと連携し、スタートアップセミナー担当教員による1年次学生への個別面談を2回/年行い、状況把握と支援提供を実施した。 【事業】 ・学生相談室と連携して、不安やストレスを感じている学生の支援を実施した。 【食産】相談室と連携し、教務的な問題は科目担当とも話し合いながら学生をサポートしている。必要な場合は医療機関へもつないでいる。			
	・休学者、退学者の増加について、原因の分析を行い対策を講じる。（①、②）	【全学】 ・新型コロナ感染症の関わりが想定されたが、明確な関連性を見いだすことはできなかった。 ・休学、退学を希望する学生に対しては、個別面談を行い、原因の把握に努めるとともに、学生の将来にとって有用な選択となるよう適切なアドバイスを提供した。必要に応じて学生相談室と連携した面談を実施した。特に退学の場合は、本人だけでなく家族とも連絡を取り学生にとって最も良い進路を考えていった。			
	・障害のある学生やLGBTQ+の学生、社会人学生、外国人留学生など多様な学生の支援ニーズの把握に努め、支援体制について適宜修正を図り、適切な支援を行う。（②）	【全学】 ・実習担当教員及び学生相談室と連携して、実習に困難を感じている学生への支援体制を整えた。			

	・障害のある学生等支援の必要な学生に対して適切な支援を行う。 (③)	【看護】 ・実習の開始に伴い障害や特性が顕在化し、学習への困難が生じた学生に対して、「合理的配慮の提供フロー」に基づき、必要な配慮が速やかに行われるように学群内、相談室、事務局との調整を図った。 【事業】 ・障害や特性が顕在化し、学習への困難が生じた学生に対して、「合理的配慮の提供フロー」に基づき、相談室、事務局と調整し、必要な配慮を速やかに行った。 【食産】合理的配慮の提供について、科目担当教員の理解が必須であるため、繰り返し説明し、具体的な配慮について共有している。	
	・多様性を尊重する態度の醸成に向け、学生等に対して啓蒙活動を実施する。 (④)	【全学】 ・学生に多様性を尊重することの大切さに気付くきっかけを与えるため、春のコンボケーションデーでブラインドサッカー体験を実施した。 ・学生相談室でジェンダーに関するおたよりを配信し情報提供を行った。	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 19

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(4) 学生への支援に関する目標	イ 学修・生活支援
学生が自己の学修成果を的確に把握することにより、更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに、健康で充実した学生生活を安心できる環境で送ることができるよう、相談体制の強化、健康管理や課外活動の支援を行う。さらに、経済的に安定した環境で学修できるよう、負担軽減制度の適切な運用に努める。 また、多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて、社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）	第1教育研究	1教育	(4) 学生への支援	イ学修・生活支援
① 国の修学支援制度や本学独自の授業料減免制度、各種奨学金制度の紹介など、経済的に問題を抱える学生への支援を行う。 【19】				
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）				

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 5 年度	・国の修学支援制度や本学独自の授業料減免制度等について、ウェブサイトやメール等の多様な手段で周知を図るとともに、修学支援制度の利用学生については、卒業まで支援を継続できるよう、学群と連携し、適切な支援を提供する。（①）	【事務局】 ・修学支援制度や本学独自の授業料減免制度については、適時・適切な案内を行い、学生への支援を行ったほか、奨学金在学採用説明会を17回実施し、推薦から採用の手続きをスピーディーに進めた。また、日本学生支援機構以外の給付奨学金も案内が届くとすぐに周知し、教員からの推薦を得て、5団体から計6人の採用を得た。個々の学生の事情をよく聞いて親身に対応し、奨学生の採用・継続につなげることができた。	Ⅲ		
	・授業料の納付が遅れる傾向のある学生に対して、学群との連携や個別面談等を通して経済状況、修学状況、アルバイト状況等を把握し、適切に対応する。（①）	【全学】 ・経済的な困難さを抱えた学生は多い。アルバイトのために学業が遅れ留年するような事態になってはかえって経済的な負担が多くなること、奨学金制度を活用することなど説明し指導した。 ・授業料の納付が遅れている学生については、事務局と連絡を密にして各学群のWGの教員によって面談を行うなど対応した。			

■中期計画番号 20

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(4) 学生への支援に関する目標	ロ キャリア形成支援
希望する進路を実現するため、学生へのきめ細かな就職支援や進学指導を行う。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）		第1教育研究	1教育	(4) 学生への支援	ロキャリア形成支援
①企業や自治体、医療機関等が求める人材や学生の価値観・就労観の多様化に対応し、学生自らが希望する進路において必要とされる資質や能力を意識し、主体的かつ自律して行動できるようなキャリア形成支援を実施する。②また、学生の特性に合わせた個別支援も強化することで、不本意な就職等を削減する。③地域の企業や医療機関等との連携を更に拡充し、関連する地域情報を提供するほか、卒業・修了者のUターン支援や公務員試験対策などを充実させて県内定着を促進する。【20】					
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（20～21）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
			A	A						
R 5 年 度	・キャリア・インターンシップセンター（CIC）とキャリア開発室の進路指導員、各学群キャリア担当教員が学生、企業や自治体、医療機関等の情報を共有するとともに、キャリア科目やインターンシップ科目の講義を効果的に利用し、また、ゼミ（研究室）や領域の担当教員と連携強化して、学生のキャリアプランの実現を効率的に支援する。 （①）	・キャリア・インターンシップセンター（CIC）運営委員会及び各学群のWGミーティングを毎月開催し、キャリア開発室の進路指導員、キャリア担当教員が学生、企業や自治体、医療機関等の情報を共有することに努めた。また、キャリア開発科目やインターンシップ関連科目の講義の場を効果的に利用して教育効果を高めることや、ゼミ（研究室）や領域の担当教員との連携を強化した。特に進路未決定者などの情報を定期的に収集し、効率的なマッチングや進路相談を行った。	Ⅲ							
	・入学後の学びと卒業後の就労状況との関係についての分析結果を踏まえて、キャリア開発指導に生かす取組を行う。 （①）	・CIC所属の情報戦略推進室担当教員を中心に、入学後の学びと卒業後の就労状況との関係についての分析データを914人分(回収率33.3%)収集し、統合作業を行った。また、2019年度にCIC主導で実施した就労状況調査データの取りまとめも促進し、キャリア開発指導に活かす取組や報告を行った。								
	・キャリア教育及びインターンシップの取組を一体なものとして学生を指導し、担当者間の連携と理解を一層強化する。また、企業の取組や採用動向に関する情報を広く集め、インターンシップへの参加を促進してミスマッチングを低減化した進路選択をするように学生を指導しつつ、外部による自己分析や問題解決能力の診断を活用して効果的な就職活動を行うことを指導する。さらには、業界研究セミナーやガイダンスを対象学年に応じて効果的に開催する。 （①）	・特に食産業学群及び看護学群においては、キャリア開発教育及びインターンシップ（学外研修を含む）の取組を一体なものとして学生を指導し、担当者間の連携と理解を一層強化した（事業構想学群は学外研修科目を廃止）。また、インターンシップ担当教員を中心に企業の採用動向に関する情報を広く集め、インターンシップへの参加を促進してミスマッチングの低減化に努めた。また、外部による自己分析や問題解決能力の診断を活用して効果的な就職活動支援を行った。加えて、業界研究セミナーやガイダンスを対象学年に応じて効果的に開催した（大和Cは12月、太白Cは11月）。 ・業界研究セミナー参加者：293人（大和）、125人（太白）								
	・社会情勢を注視しながら、遠隔形式の就職活動について、講義やキャリア開発室を通じてより充実した指導を行う。また、大学の方針に沿って、新型コロナウイルス感染症を防御し、健康状態を保ちながらの就職活動法を指導する。 （①）	・企業の採用活動の一部には、遠隔形式が採用されており、講義やキャリア開発室を通じて遠隔形式のスキルアップに加えて、各キャンパスにおいて遠隔形式に対応でき、静寂さを保てる部屋（大和：交流棟内、太白：講義棟内）の確保等を行った。また、大学の方針に沿って、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に罹患しないような就職活動法を指導した。								
	・導入したキャリアタスUCの利用について一層の促進を図り、進路カードや就職活動状況に関する情報を迅速かつ確実に収集する。また、その利用方法に関する指導を学生と教職員へ行う。 （②）	・進路状況について効率的に情報収集するために一部の学群ではキャリアタスUCの利用を促進し、結果としてその効果が大きい認められた。また、一部の学群においては、キャリアタスUCを利用せずとも進路カードや就職活動状況に関する情報を迅速かつ確実に収集できた。								

	・地元企業団体や医療機関との連携等を通じて、地元就職率の向上、Uターン支援の強化を図る。また、関連イベントを企画開催し、本学ウェブサイトや関連サイトなどを通じて本学の取組を卒業生などにPRする。 (③)	・宮城県中小企業家同友会や仙台商工会議所など、地元企業団体や医療機関と連携し、地元就職率（宮城県内就職率）の向上やUターン支援（宮城県内への転職等）の強化に努めた。また、関連イベントを企画開催し、本学ウェブサイトなどを通じて本学の取組を卒業生に紹介した。 ・地元就職率：51.5%（R4）→47.1%（R5） ※R5内訳：看護69.3%、事業構想：43.8%、食産業35.1% ・Uターン支援数：1名（R4）→2名（R5） ※転職等までつながった件数	
	・公務員試験や国家資格試験に向け、学生のニーズを的確に捉え、外部講師を活用した学内講座等を効果的、効率的に実施する。また、公的機関へのインターンシップ参加や動機づけを促進するとともに、若手公務員や医療従事者との交流の場を企画開催する。 (③)	・公務員試験や国家資格試験に向け、学生のニーズを的確に捉え、在学中の合格者やOBOG、外部講師を招へいして学内講座やイベント等を実施した。また、企画したイベントを通じて公的機関へのインターンシップ参加や動機づけを促進し、若手公務員や医療従事者との交流の場を企画し、実施した。	

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 21

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(4) 学生への支援に関する目標	ロ キャリア形成支援
希望する進路を実現するため、学生へのきめ細かな就職支援や進学指導を行う。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (4)学生への支援 ロキャリア形成支援

① 本学独自の実践的インターンシップなどを活用し、環境変化に柔軟に対応できる人間力の育成を図るとともに、② 地域社会の「価値創出」にも資する教育プログラムの更なる発展に向けて、企業や自治体、医療機関等との情報交換・連携の充実を図る。

【21】

[指標] 卒業生就職率（100％／年）

[指標] 看護師国家試験新卒合格率（100％／年）

[指標] 保健師国家試験新卒合格率（100％／年）（※【20】 【21】を合わせたロ キャリア形成支援 全体の指標）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R5 年度	・コロナ禍でも協力いただける受入企業等との連携関係を基に、学生の視野拡大や実務能力の向上を図る。具体的には、講義への出講、企業や自治体、医療機関等が行っているインターンシップ等の具体的紹介や参加促進を行う。 ①	・協力いただける受入企業に加えて、宮城県庁や仙台市役所が企画する行政及び複数企業でのインターンシップについて、低学年から高学年まで積極的に講義等で紹介して参加促進を行った。これらの企業や行政機関には講義にも出講いただき、業務やインターンシップの内容について具体的に解説いただくことで、参加のハードルを低減するように努めた。この結果、宮城県のMINT事業と協力して、地元企業の仕事の実態とインターンシップの参加意欲促進を目的とした独自のバスツアーを低学年向けに企画して予想を上回る応募があり、学生と受入企業の双方の高い満足を得る結果となった。	III		
	・これまで動画教材として制作した上級生のインターンシップ経験談等を追加制作して蓄積を図り、積極的に講義の内外で学生が学べるようにする。 ①	・昨年度に続いて今年度も新たに上級生のインターンシップ経験談等の動画教材を4本制作したほか、学外研修（インターンシップ・アドバンストコース）の実践事例に係る動画教材を3本制作して講義の内外で学生が学べるようにした。さらに、キャリア開発室と連携を図り、これまでに制作している上級生のインターンシップ体験談や企業のインターンシップ解説動画をキャリア開発室で貸し出し、学びの機会を強化するとともに、キャリア開発室への来訪率を高める試みにも着手した。			
	・研究室や学群、学類が有している産官学連携・地域連携関係を基に、従来からの学外研修（インターンシップ・アドバンストコース）との連携も意識しつつ、行政が企業を集めて主催するインターンシップ説明会への参加を低学年から積極的に展開する。また、このような活動の促進に役立つ学外の動向を調査する。 ②	・研究室や学群、学類が有している産官学連携・地域連携関係を推進するため、従来からの学外研修（インターンシップ・アドバンストコース）との連携も意識すると共に、自治体が主催する企業群や行政等のインターンシップ参加を促進した。また、地元企業を集めて今後のインターンシップを考える座談会も実施したほか、学外のインターンシップの動向や先進事例についても継続的に情報収集や意見交換を行った。			
	・本学の採用人数の多い・協力関係にある企業の人事部に依頼して、業務やインターンシップについて解説して頂く教材を制作する。 ②	・本学の学生が関心を持つ企業の人事部の協力を得て、仕事の現場の様子からインターンシップのあり方や期待する人材像について解説して頂く動画教材を4本制作した。			
	[指標] 卒業生就職率（100％／年）	・卒業生就職率 100％			
	[指標] 看護師国家試験新卒合格率（100％／年）	・看護師国家試験新卒合格率 100％			
	[指標] 保健師国家試験新卒合格率（100％／年）	・保健師国家試験新卒合格率 100％			

第1 教育研究の質の向上	【重点目標】 地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。
2 研究に関する目標	
全体的な状況	
「研究推進・地域未来共創センター」稼働3年目となる令和5年度は、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクへの対応や安全保障の観点に立った貿易管理の取組についての社会からの要請に対応した適正な研究活動の推進を図るため、諸規程を整備した。また、令和4年度に引き続き、学内の研究力強化に向け、科研費獲得に向けた勉強会を開催したほか、URA機能の強化の一環としてコーディネーターがプレアワードやポストアワード業務を担い、外部研究費の獲得及び運営を支援した結果、指標を大幅に上回る外部資金を獲得するに至った。さらに、「宮城大学研究・共創フォーラム」を対面とオンラインでのハイフレックス形式で開催し、学内外との更なる連携を推進した。	
教育研究の質の向上（研究に関する目標）に関する特記事項	
1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目） - URA機能の強化の一環として、研究・共創センターのコーディネーターが、プレアワード及びポストアワード業務を担いJST STARTやJST 共創の場等の外部研究費の獲得及び運営を支援した。 - 学外講師1名及び学内講師2名による科研費獲得に向けた勉強会を開催し、学内教員60名が参加した。 - 学内外の相談対応を100件行うとともに、企業等訪問を201件行い、社会ニーズの把握と課題解決に向けたマッチングを図った。 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組 - 令和4年度に引き続き、「宮城大学研究・共創フォーラム」を対面とオンラインでのハイフレックス形式で開催し、学外から1名の講師を招きSDGsと地域活性化に関する基調講演を行うとともに、学内教員6名が研究成果の発表を行った。事前の周知を強化したことにより、学内外から190名の出席があった。 - 研究推進・地域未来共創推進費を活用した「研究成果公開促進助成制度」及び研究支援人材による支援を引き続き実施した。加えて、令和5年度は、本予算を活用して新たな研究倫理プログラムを本格導入し、対象となる全教職員がプログラムを受講した。また、令和4年度に本予算で実施した取組について研究委員会で効果検証を行い、令和6年度の「研究成果公開促進助成制度」等の充実を図るとともに、研究倫理プログラムの内容を補強した。 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項 〔指標〕教員一人あたりの研究成果発表件数（1.2件／年 令和5年度） 附属資料27ページ参照 〔指標〕外部資金獲得総額（199,750千円／令和5年） 附属資料28ページ参照 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目） - なし 5 その他、法人が積極的に実施した取組 - 東北大学歯学部及び農学部との研究連携による食学拠点を運営し、3回の合同ミーティングを開催した。食学拠点研究スタートアップ支援制度にて部局間連携を推進した。 「研究成果公開促進助成制度」について年度当初から継続的に周知を行い、4回の募集期間で6件の申請があり290,559円の助成を行った。また、特許の取得情報等、知的財産に関する情報発信も迅速に行った。 「ビジネスマッチ東北2023秋」及び「みやぎ地域連携マッチング・デイ2024」にて、本学の教員と企業のマッチングを行い、研究シーズの技術移転を図った。	
【評価委員会による意見記載欄】	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号22

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標2 研究に関する目標

【重点目標】

地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。

社会や時代の要請を的確に把握するとともに、競争的研究資金など外部資金を獲得しながら、地域に貢献する大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、教員の研究者としての能力を高めるため、研究業績の評価システムの改善に努めるなど、これまで以上に社会的に評価されるよう、研究水準の向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）第1教育研究2研究

①創造性・卓越性に優れた研究成果の創出に向けた取組を行うとともに、②学系横断的な専門分野の融合など本学ならではの優位性・独自性を有する研究を推進する。③また、社会や時代の要請を的確に把握しながら、実践的な研究に取り組むとともに、世界及び地域に貢献する研究を推進し、その発展に寄与する。【22】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（22～24）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
			A	S						
R 5 年 度	・研究推進・地域未来共創推進費を活用し引き続き研究力強化に資する取組を実施する。また、令和4年度実施分について効果検証を行い、より効果的な支援について検討する。（①②③）	・研究推進・地域未来共創推進費を活用した「研究成果公開促進助成制度」及び研究支援人材による支援を引き続き実施した。加えて、令和5年度は、本予算を活用して新たな研究倫理プログラムを本格導入し、対象となる全教職員がプログラムを受講した。また、令和4年度に本予算で実施した取組について研究委員会で効果検証を行い、令和6年度の「研究成果公開促進助成制度」等の充実を図るとともに、研究倫理プログラムの内容を補強した。 ・研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクへの対応や安全保障の観点に立った貿易管理の取組についての社会からの要請に対応した適正な研究活動の推進を図るため、令和5年度に「公立大学法人宮城大学安全保障輸出管理規程」及び「公立大学法人宮城大学における研究インテグリティの確保に関する規程」を整備するとともに運用を開始した。	Ⅲ							
	・本学の特色を生かし、地域の発展に寄与する研究成果を創出するため、特別研究費等制度の見直しを含めた適切な制度設計について検討する。（①②③）	・地域課題、ニーズに対応した研究を積極的に行い、新たな価値を創出することを第3期中期目標の重点目標として設定されていることから、その目標達成に資する研究を推進できるよう、令和6年度特別研究費の審査（令和5年度末に審査）の基本的な考え方では、中期目標の達成に資する研究課題を選定する旨を新たに明示し、評定要素についても詳細に定めた。								
	・学系横断的な研究や本学で重点的に推進する取組などを「宮城大学研究・共創フォーラム」の開催等により学内外の関係者に効果的に周知し、教員同士や学外者との更なる連携につなげる。（①②③）	・令和4年度に引き続き、「宮城大学研究・共創フォーラム」を対面とオンラインでのハイフレックス形式で開催し、学外から1名の講師を招きSDGsと地域活性化に関する基調講演を行うとともに、学内教員6名が研究成果の発表を行った。事前の周知を強化したことにより、学内外から190名の出席があった。								

■中期計画番号 23

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	2 研究に関する目標
【重点目標】 地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。	
社会や時代の要請を的確に把握するとともに、競争的研究資金など外部資金を獲得しながら、地域に貢献する大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、教員の研究者としての能力を高めるため、研究業績の評価システムの改善に努めるなど、これまで以上に社会的に評価されるよう、研究水準の向上を図る。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 2研究					
①積極的に国内外の学術誌への論文掲載や学会での発表を推進し、研究成果を発信する。【23】 〔指標〕教員一人あたりの研究成果発表件数(2件／年 令和8年度)					
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 5 年 度	・「宮城大学研究・共創フォーラム」の実施内容について、令和4年度のアンケート結果等を踏まえ実施内容等を見直し、より効果的な研究成果の発信方法を検討する。 ①	・令和4年度に引き続き、「宮城大学研究・共創フォーラム」を対面とオンラインでのハイフレックス形式で開催し、学外から1名の講師を招きSDGsと地域活性化に関する基調講演を行うとともに、学内教員6名が研究成果の発表を行った。事前の周知を強化したことにより、学内外から190名の出席があった。 (No. 22再掲)	Ⅲ		
	・令和4年度に導入した「研究成果公開促進制度」を年度当初から積極的に周知し、国内外の学術誌への論文掲載を支援する。また、引き続きウェブサイト上での研究成果や知的財産に関する情報発信を推進する。 ①	・「研究成果公開促進助成制度」について年度当初から継続的に周知を行い、4回の募集期間で6件の申請があり290,559円の助成を行った。また、特許の取得情報等、知的財産に関する情報発信も迅速に行った。			
	〔指標〕教員一人当たりの研究成果発表件数（1.2件／年 令和5年度）	・教員一人当たりの研究成果発表件数2.7件			

■中期計画番号 24

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	2 研究に関する目標
【重点目標】 地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。	
社会や時代の要請を的確に把握するとともに、競争的研究資金など外部資金を獲得しながら、地域に貢献する大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、教員の研究者としての能力を高めるため、研究業績の評価システムの改善に努めるなど、これまで以上に社会的に評価されるよう、研究水準の向上を図る。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）		第1教育研究	2研究
①地域連携を含めた研究支援体制の強化を図り、②外部資金の獲得や③研究成果の戦略的な知財化、④企業や外部機関等との更なる連携を推進する。 〔指標〕 外部資金獲得総額（2億3,600万円／年 令和8年度） 【24】			
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）			

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 5 年 度	・研究推進におけるURA機能を強化するとともに、科研費等研究資金の獲得に向けた勉強会を開催することで、外部資金獲得額の増加に努める。（①②）	・URA機能の強化の一環として、研究・共創センターのコーディネーターが、プレアワード及びポストアワード業務を担いJST STARTやJST 共創の場等の外部研究費の獲得及び運営を支援した。 ・学外講師1名及び学内講師2名による科研費獲得に向けた勉強会を開催し、学内教員60名が参加した。	IV		
	・研究成果の社会実装を戦略的に展開するため、研究成果の知財化、企業への技術移転に関する業務において外部専門機関を活用する等、効率的な推進を図る。（③）	・研究成果の社会実装に向けて、1件の職務発明を認定した。 ・宮城県発明協会の無料相談会を活用し、本学が有する知財の実用化に向けて検討を行った。			
	・地元企業等の外部機関との連携を加速するため、学内研究シーズと社会ニーズの把握に努め、企業訪問やマッチングイベントを通して、学内研究シーズの積極的な情報発信と連携機会の創出を行う。（④）	・学内外の相談対応を100件行うとともに、企業等訪問を201件行い、社会ニーズの把握と課題解決に向けたマッチングを図った。 ・「ビジネスマッチ東北2023秋」及び「みやぎ地域連携マッチング・デイ2024」にて、本学の教員と企業のマッチングを行い、研究シーズの技術移転を図った。 ・宮城大学シーズ集2024を発行し関係機関に送付するとともに、大学ホームページにてウェブ発信することで、学内研究シーズの情報発信を行った。 ・東北大学歯学部及び農学部との研究連携による食学拠点を運営し、3回の合同ミーティングを開催した。食学拠点研究スタートアップ支援制度にて部局間連携を推進した。			
	〔指標〕 外部資金獲得総額（199,750千円 令和5年度）	・外部資金獲得総額 257,485千円			

第1 教育研究の質の向上	【重点目標】 教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。
3 教育研究環境の整備に関する目標	
全体的な状況	
教育及び研究の充実・向上に必要な環境整備として、令和5年度に予定していた工事を着実に実施し、また、令和6年度工事を円滑に実施するため、令和5年度中に設計業務を5件実施した。さらに、実験実習機器更新費として、2学群合計で65,540千円を予算措置し、中期計画で予定した実験機器の整備、更新を行った。 社会情勢や学内要望等を踏まえ、施設等利用（エレベーターの定員、入退館に係る出入口の開閉時間等及び学生・教職員の動線など）に係る制限について、感染症の流行状況に合わせ適宜変更するなど、適切な運営管理を行った。 学術情報に関する事業としては、令和5年10月に宮城大学研究ジャーナル3巻1号を発行した。今回は、ジャーナル投稿の案内を早めに行ったこともあり、エントリーは30件、その中で掲載に至ったのは15件となった。本学において、研究成果を公開・発信するための基盤として定着しつつあることが伺えた。3巻1号の閲覧数は2,717件、ダウンロード数は1,451件に達しており、アクセス数は順調に増加した。	
教育研究の質の向上（教育研究環境整備に関する目標）に関する特記事項	
1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評価が「Ⅳ」の項目） - なし 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組 - 令和5年度に予定していた工事を着実に実施し、事業の請差を活用し追加の工事を行うことが出来た。また、令和6年度工事を円滑に実施するため、令和5年度中に設計業務を5件（大和キャンパス4件、太白キャンパス1件）実施した。更に、キャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ、教育研究環境の向上等に向け、令和6年度の施設・環境整備費対応案件を精査した。 - 実験実習機器更新費として、補正予算も含めて2学群合計で65,540千円を予算化した。 - 出版会に関するFDを実施した。 - 令和5年10月に宮城大学研究ジャーナル3巻1号を発行した。今回は、ジャーナル投稿の案内を早めに行ったこともあり、エントリーは30件、その中で掲載に至ったのは15件となった。本学において、研究成果を公開・発信するための基盤として定着しつつあることが伺えた。3巻1号の閲覧数は2,717件、ダウンロード数は1,451件に達しており、アクセス数は順調に増加した。 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項 - なし 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評価が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目） - なし 5 その他、法人が積極的に実施した取組 - 社会情勢や学内要望等を踏まえ、施設等利用（エレベーターの定員、入退館に係る出入口の開閉時間等及び学生・教職員の動線など）に係る制限について、感染症の流行状況に合わせ適宜変更するなど、適切な運営管理を行った。 - 特別研究費及び国際研究費の研究課題について、申請された研究課題の重要性や意義をより適切に評価し、審査できるよう科研費研究計画調書に準じる形で審査項目の見直しを行い、申請書様式も改訂した。 - オンラインメディア（ポッドキャスト番組）の配信を定期的の実施した（8回）。内容は、本学教員の著書や研究成果の紹介、授業の課題や学生をゲストにしたものなど多岐にわたった。今年度の再生回数は、530件となった。	
【評価委員会による意見記載欄】	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 25

■中期目標(中間案)(宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条)	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	3 教育研究環境の整備に関する目標
【重点目標】 教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。	
教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また、新たに整備した各コモンズ、デザイン研究棟等の施設を最大限、効果的に活用する。さらに、研究水準の向上を図るため、研究費の効率的な配分に努める。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画(法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条)	第1教育研究	3 教育研究環境の整備
❶老朽化、陳腐化した施設及び大型実験機器等の整備・更新を計画的に進め、教育研究環境の維持・向上に努める。【25】		

■年度計画(中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条)

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価						
				評価		意見				
				評価実績（25～27）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A					
R 5 年度	・第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャンパス4件、太白キャンパス1件）を実施する。（①）	・令和5年度に予定していた工事を着実に実施し、事業の請差を活用し追加の工事を行うことが出来た。また、令和6年度工事を円滑に実施するため、令和5年度中に設計業務を5件（大和キャンパス4件、太白キャンパス1件）実施した。更に、キャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ、教育研究環境の向上等に向け、令和6年度の施設・環境整備費対応案件を精査した。	Ⅲ							
	・各学群等で教育研究環境充実に取り組むため必要となる大型実験機器等の整備及び更新について、適切に予算化し、計画的に進める。（①）	・実験実習機器更新費として、補正予算も含めて2学群合計で65,540千円を予算化した（事業構想学群：9,055千円、食産業学群：56,485千円）。								
	・新型コロナウイルス感染症対策については、国の方針や社会情勢を見据えつつ必要な範囲で対策を設定するなど、適切な庁舎管理等を行う。（①）	・社会情勢や学内要望等を踏まえ、施設等利用（エレベーターの定員、入退館に係る出入口の開閉時間等及び学生・教職員の動線など）に係る制限について、感染症の流行状況に合わせ適宜変更するなど、適切な運営管理を行った。								
	・ネットワーク基盤システムについて、令和5年8月の更新に向けて、着実に設計及び構築並びに導入を進める。（①）	・ネットワーク基盤システムを大きなトラブルなく、更新することができた。								

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 26

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標3 教育研究環境の整備に関する目標

【重点目標】

教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。

教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また、新たに整備した各コモンズ、デザイン研究棟等の施設を最大限、効果的に活用する。さらに、研究水準の向上を図るため、研究費の効率的な配分に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 3 教育研究環境の整備

①資料整備方針に基づき、教育・研究資源としての所蔵資料の充実を図り、電子化・環境整備・ソフト事業等によって資料の利活用を支援する。②本学の研究とその成果を学内外に向けて公開・発信するための機能と体制を整備し、研究と研究交流を支援する。③領域を超え地域にも開かれた学びの場として図書館環境を整備し、図書館利用促進事業等による機能向上を図る。 【26】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 5 年度	・資料整備方針・資料選定基準に沿って、適切かつ効果的な蔵書管理・資料整備を行う。（①）	・本学の資料整備方針に沿った各学群・群選定により専門性の高い資料の収集・整備を行うため、年2回の学群選定を実施した。	Ⅲ		
	・洋雑誌の高騰、為替変動（円安）による影響を考慮しながら、電子ジャーナルや学術洋雑誌、データベースの見直しを検討し、本学の専門性に沿った適切なコンテンツの提供に努める。（①）	・令和5年6月に洋雑誌・電子ジャーナルのニーズ調査を全学で実施した。その調査結果をもとに、契約誌の選定、パッケージタイトルの入替等を検討し案を作成、契約を行った。今回のタイトル入替は、昨年の大幅な為替変動（円安）と値上げによる価格高騰への対応策でもあり、希望を考慮しながらも不要なものを削減し、予算面でも電子ジャーナルやデータベースの次年度の値上げ分を吸収することができた。			
	・学生への学習支援として、資料の利活用や様々な検索ツールへの理解を深めてもらう取組を実践する。導入の検討を続けているディスカバリーサービスについても、引き続き検討していく。（①）	・昨年度から引き続き新カリキュラム科目「スタートアップセミナーⅠ」で図書館ツアーを実施した（10回）。講義とツアーを組み合わせた構成で、ツアーではOPACを活用した図書探しの実習を組み込むなど、短い時間でも基本的な利用方法が理解できるように心がけた。初年度から図書館を利用することに慣れてもらうよい機会となった。ディスカバリー・サービスについては、本学の資料構成の在り方及び本学の研究・教育特性に沿った適切なツールとして引き続き検討していくこととなった。			
	・宮城大学研究ジャーナルを定期的に発行し、本学の研究成果の継続的な発信を行う。出版会が正式に発足されたことを機に、これまでの発行における課題等について議論を深め、研究ジャーナルのより円滑な発行に向けて体制を強化する。（②）	・令和5年10月に宮城大学研究ジャーナル3巻1号を発行した。今回は、ジャーナル投稿の案内を早めに行ったこともあり、エントリーは30件、その中で掲載に至ったのは15件となった。本学において、研究成果を公開・発信するための基盤として定着しつつあることが伺えた。3巻1号の閲覧数は2,717件、ダウンロード数は1,451件に達しており、アクセス数は順調に増加した。 ・令和6年1月29日に出版会に関するFDを実施した。昨年度正式に発足した出版会であるが、現在は研究ジャーナルの発行が主な業務である。東北大学出版会の事務局長を講師にお迎えし、出版会の今後の方向性・可能性を議論する場となった。			
	・図書館活用促進事業については、令和4年度より開始したオンラインメディア（ポッドキャスト番組）の定常的な実施を行い、本学の研究成果を発信することによる利用促進を図るほか、「六限の図書館」等の事業を実施する。（③）	・オンラインメディア（ポッドキャスト番組）の配信を定期的に実施した（8回）。内容は、本学教員の著書や研究成果の紹介、授業の課題や学生をゲストにしたものなど多岐にわたった。今年度の再生回数は、530件となった。			

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 27

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

3 教育研究環境の整備に関する目標

【重点目標】

教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。

教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また、新たに整備した各コモンズ、デザイン研究棟等の施設を最大限、効果的に活用する。さらに、研究水準の向上を図るため、研究費の効率的な配分に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 3 教育研究環境の整備

①特別研究費及び国際研究費等の配分にあたっては、研究内容や外部資金獲得の可能性、若手研究者育成の観点などから審査を行い、配分を決定する。②基礎的研究費を含め、研究費については、適切な配分を目指す。【27】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R5 年度	・令和3年度及び4年度の特別研究費等の審査内容等について検証を行い、適切な研究費配分がなされているか検討を行う。また、必要に応じて審査項目等の見直しを行う。(①)	・特別研究費及び国際研究費の研究課題について、申請された研究課題の重要性や意義をより適切に評価し、審査できるよう科研費研究計画調書に準じる形で審査項目の見直しを行い、申請書様式も改訂した。	III		
	・基礎的研究費の一律配分や特別研究費等の配分について、外部資金の獲得や若手研究者の育成に寄与しているか検証し、必要に応じて制度の見直しを行う。また、外部資金獲得状況による特別研究費等の申請制限についても引き続き検討を進める。(②)	・特別研究費の配分に関して、若手研究者育成の観点にて検討を進め、令和6年度より若手研究者に対して審査において一定の考慮を行うことを決定した。外部資金獲得状況による特別研究費等の申請制限については、引き続き検討を進め、具体的な制限案について研究委員会にて検討を行った。			

第2 地域貢献等	【重点目標】 県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。
全体的な状況	
地域に開かれた大学として、令和5年度で実施4年目となる仙台市消防局との防火・防災プロモーションの継続実施はもとより、宮城県議会議員選挙における投票率向上に関する取組への協力や、水産研究・教育機構との「塩釜仲卸市場こどもチャレンジラボ2023」の企画、泉パークタウン多世代交流拠点「寺岡Knots」の利活用を目的とした三菱地所との連携等、産学官連携を推進するとともに、新たにJCHO仙台病院、仙台市社会福祉協議会、人来田学区連合町内会、宮城県信用保証協会との連携協定を締結した。 また、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に活かし、宮城県及び南三陸町等とのカーボンニュートラルに関するサーキュラー・エコノミーを実装する研究を進展させた。さらに、リカレント教育推進本部を設置し、看護学群では、過疎化などの地域課題に対応した看護DX人材育成の教育プログラムを、事業構想学群では、中小企業におけるDX人材育成の教育プログラムを実施した。 そのほか、被災地にある大学として、受託事業等を通じた防災・減災・復興に関する取組の実施や、グローバル人材育成の一環としての海外研修の実施、JICA連携プログラムの開講等、宮城大学の特色・特性を活かした地域貢献を行った。	
地域貢献等に関する特記事項	1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目） - 仙台市消防局の受託事業にて、火災予防を目的としたデジタル作品の企画・制作を行うとともに、富谷市の起業家育成事業や地域拠点整備事業を受託した。 - 宮城県との勉強会を開催し、7課室との情報交換を行なった。事業構想学群（DDX）や看護学群（テレナース）が中心となって開講したりリカレント教育、食産業学群の取組を発表するとともに、共有を行なった。 - 宮城県議会議員選挙における投票率向上に関する取組である「センキョ割in宮城」にて、本学の教員及び学生が協力した。 - 水産研究・教育機構とは、食産業学群の教員が共同研究を深めるとともに、「塩釜仲卸市場こどもチャレンジラボ2023」の企画に協力した。 - 三菱地所株式会社とは、泉パークタウン多世代交流拠点「寺岡Knots」の利活用を目的に、事業構想学群の教員と学生が対応し連携を深めた。 - JCHO仙台病院とは、公開講座（看護学群企画として）を共催で開催し地域包括ケアの連携を深めた。 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組 - 地域連携に関する活動の成果等を、本学ウェブサイトやメディア等にタイムリーに公開した。 - JST 共創の場において、宮城県及び南三陸町並びに他大学等研究機関・関連企業とカーボンニュートラルに関するサーキュラー・エコノミーを実装する研究を進展させた。 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項 〔指標〕 公開講座等への延べ参加者数（1,600人／年） 附属資料31ページ参照 〔指標〕 市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年） 附属資料32ページ参照 〔指標〕 市町村や企業等との連携事業・受託事業数（14事業／年 令和5年度） 附属資料32ページ参照 〔指標〕 海外派遣学生枠（200人／年 令和8年度） 附属資料34ページ参照 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目） - なし 5 その他、法人が積極的に実施した取組 - 大学近隣地域の町内会長や社会福祉協議会会長と連携を図り、課外活動として災害看護に取り組む学生団体が、高齢者カフェや認知症カフェに定期的に学生ボランティアとして参加し、平時における災害時要配慮者の見守り体制について理解を深めるよう支援した。 - 公立大学防災研究教育センター連携会議に参画し、全国の大学とのネットワーク強化を図った。具体的には、防災・復興・減災に関する教育推進における他大学の先進的な取組等の情報を収集するとともに、全学的な情報共有のあり方を検討した。 - JST共創の場において、地域におけるカーボンニュートラルの提言について「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム2023」にて発信した。 「グローバルビジネス」の講師にJETRO仙台センター所長を招いて、現場の課題に基づいた実践的な講義を提供した。 - 新たに国際交流協定を締結した南ユタ大学において海外フィールドワーク研修を実施し、3名の学生が参加した。 - フィンランドとオーストラリアの協定校にそれぞれ3名と1名の学生を長期派遣した。単位取得を目的としてカリフォルニア州立大学に長期留学できる体制を整えたことで、本学の学生が長期留学できる協定校はフィンランド、アメリカ合衆国、オーストラリアに拡充した。
【評価委員会による意見記載欄】	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 28

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第3 地域貢献等に関する目標	1 地域貢献に関する目標
【重点目標】 県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。	
(1) 地域社会への貢献 県民の高等教育機関としての役割を果たすため、質の高い教育機会を提供することとし、県内への優れた人材の供給に努めるとともに、積極的な県内就職先の開拓や、学生の県内就職に向けた意識の醸成に努める。 また、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会を充実し、生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。 さらに、地域課題の解決や地域の活性化などに積極的に取り組むとともに、大学施設を地域に開放する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）	第2 地域貢献等	1 地域貢献
①地域に開かれた大学として、本学の有する研究成果等の知的資源を地域社会に還元するため、住民を対象とした公開講座や企業や自治体に向けたセミナー等を開催するほか、②引き続き大学施設の地域開放に努める。 〔指標〕 公開講座等への延べ参加者数（1,600人／年） 【28】		

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（28～31）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
A	A									
R 5 年 度	・ 本学の研究シーズに重点化したオンライン公開講座、企業や自治体に向けたセミナー、看護人材育成のためのセミナー等を企画し開催する。（①）	・ 本学の研究シーズに重点化したオンライン公開講座や社会人（企業や自治体職員向け、看護職向け等）のニーズにも対応したシンポジウム・セミナー等を44企画し、開催した。 ＜企画・開催内訳＞ オンライン公開講座：8企画、延べ6,271人（回）再生視聴（※再生回数1回を参加者数1とカウント） 看護学群公開講座：1企画、103人受講 事業構想学群公開講座：1企画、25人受講 食産業学群公開講座：3企画、121人受講 基盤教育群公開講座：7企画、149人受講 新人看護職員研修新任教育担当者研修 ①看護人材育成・支援事業：4企画、150人受講 ②新人訪問看護師育成研修：2企画、35人受講 ③看護研究指導者研修：6企画、236人受講 ④看護師のためのエンド・オブ・ライフケア研修：2企画、56人受講 ⑤新人看護職員として働く卒業生のための集い：1企画、6人受講 連携自治体等への出張講座 大崎市移動開放講座：6企画、113人受講 宮城大学研究・共創フォーラム：1企画、190人参加 みやぎ食の絆シンポジウム：1企画、44人参加 自治体向けセミナー：（総合計画の策定等）：1企画、9人受講 計：44企画開講、延べ7,508人受講 （公開講座等7,265人、シンポジウム・セミナー等243人）	Ⅲ							
	〔指標〕 公開講座等への延べ参加者数（1,600人／令和5年度）	公開講座等への延べ参加者数 7,508人 （オンライン再生視聴回数 6,271回、参加者1,237人）								
	・ パンフレットやシーズ集、活動報告書、ウェブサイト等へ活動状況や成果等を掲載することなどにより、本学の研究情報や地域共創の取組に関して効果的な情報の発信に努める。（①）	・ 地域連携に関する活動の成果等を、本学ウェブサイトやメディア等にタイムリーに公開した。 ・ 研究・共創センターの活動報告書（600部）及びシーズ集（2,000部）を発行し、関係機関に配布することで情報発信を行った。								

	・交流棟オープンスタジオPLUS ULTRA-の活用を促進し、対面でのセミナーやワークショップのほか、オンラインを活用した学外者との交流拠点とする。 (2)	・セミナーやワークショップでの活用により、交流棟オープンスタジオPLUS ULTRA-の活用を促進した。 ＜活用内訳＞ 講義・ゼミ53件、958人 会議・打合せ44件、373人 研修会・セミナー21件、484人 大学行事・内部業務24件、292人 学生・外部活動2件、42人 広報活動10件、361人 計 154件、2,510人（うち外部利用58件、719人）	
--	---	---	--

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 29

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第3 地域貢献等に関する目標	1 地域貢献に関する目標
【重点目標】 県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。	
(2) 産学官の連携 大学が持つ教育・研究資源や成果を地域社会に還元するため、産学官連携の推進を大学の重要な社会的役割と位置付け、県内の産業界をはじめとした有機的なネットワークの充実に努めるとともに、地域のシンクタンクとしての役割も担うよう、県や県内市町村等との連携を積極的に進める。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）	第2 地域貢献等	1 地域貢献
①地域課題等を把握し、地域や産業の活性化を図るため、企業や自治体等との連携を一層強化する。②また、企業や自治体等への訪問や相談を通して明らかになったニーズや課題に対応するため、地域連携や研究推進の支援体制を強化し、受託事業や受託・共同研究を実施するほか、③本学とすでに連携協定を締結している市町村等（14市町村及び14公的機関等〈令和2年度〉）との取組事業の充実を図るとともに、④新たな協定締結先の開拓に努める。【29】 〔指標〕自治体や企業等との連携件数 ・市町村や企業等との連携事業・受託事業数（17事業／年 令和8年度） ・市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年）		

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 5 年 度	・企業や自治体への相談対応や訪問を通して地域課題等を把握し、地域や産業の活性化を図るため、企業や自治体等との連携を一層強化するとともに、自治体等からの依頼に応じて、自治体等へ各種委員会等の委員や講師等の派遣を行う。（①②）	・各種審議会への就任および研修会等へ講師を派遣した。		IV	
	〔指標〕市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年）	市町村等の各種委員・講師の派遣件数 718件			
	・企業や自治体等の活性化に向けたニーズや課題に対応する受託事業や連携事業等を実施する。（②）	・仙台市消防局の受託事業にて、火災予防を目的としたデジタル作品の企画・制作を行うとともに、富谷市の起業家育成事業や地域拠点整備事業を受託した。 ・KCみやぎ産学共同研究会事業に3件の採択を受け、研究シーズを活用して県内企業の支援を行った。			
	〔指標〕市町村や企業等との連携事業・受託事業数（14事業／年 令和5年度）	市町村や企業等との連携事業・受託事業数（24事業／年 令和5年度）			
	・企業や自治体、各機関等との協定内容に基づく連携を推進する。（③）	・宮城県との勉強会を開催し、7課室との情報交換を行なった。事業構想学群（DDX）や看護学群（テレナース）が中心となって開講したリカレント教育、食産業学群の取組を発表するとともに、共有を行なった。 ・宮城県議会議員選挙における投票率向上に関する取組である「センキョ割in宮城」にて、本学の教員及び学生が協力した。 ・水産研究・教育機構とは、食産業学群の教員が共同研究を深めるとともに、「塩釜仲卸市場こどもチャレンジラボ2023」の企画に協力した。 ・三菱地所株式会社とは、泉パークタウン多世代交流拠点「寺岡Knots」の利活用を目的に、事業構想学群の教員と学生が対応し連携を深めた。 ・泉パークタウン町内会とは、一斉クリーン作戦などの地域活動に協力した。			
	・JCHO仙台病院と連携協定を締結し、共同研究や連携活動を推進するほか、新たな協定締結先の開拓に努める。（④）	・JCHO仙台病院、仙台市社会福祉協議会、人來田学区連合町内会、宮城県信用保証協会との連携協定を新たに締結した。 ・JCHO仙台病院とは、公開講座（看護学群企画として）を共催で開催し地域包括ケアの連携を深めた。			

■中期計画番号 30

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第3 地域貢献等に関する目標	1 地域貢献に関する目標
【重点目標】 県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。	
(3) 東日本大震災からの復興支援 被災地にある大学として、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に進めるとともに、全国的なモデルとなるよう教育研究成果を広く情報発信する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）	第2 地域貢献等	1 地域貢献
①東日本大震災からの真の復興・発展に向けて、移り変わる被災地の状況や、新たな課題等に対応しながら被災地を継続的に支援するとともに、②これまでの教育研究活動や災害対応の各種プログラムも含め、その内容や方法について検証を重ねながら、成果を広く発信していく。 【30】		

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					
年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 5 年 度	・総合計画など中長期計画に基づく被災地を含む自治体や企業との産官学連携を推進する。また、カーボンニュートラルの取組推進などにより、震災復興による新たな産官学連携モデルを推進する。（①）	・自治体向けセミナーを開催し、総合計画の策定に向けた自治体職員の人材育成を図った。 ・JST 共創の場において、宮城県及び南三陸町並びに他大学等研究機関・関連企業とカーボンニュートラルに関するサーキュラー・エコノミーを実装する研究を進展させた。 ・「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」の地域ゼロ・カーボンワーキンググループ及び人材育成ワーキンググループの幹事校として、ワークショップ会合やシンポジウムを企画・開催することで、地域の好事例を共有した。	Ⅲ		
	・災害看護プログラムにおいて、効果的な教育方法を実践するとともに、災害発生時の災害看護の強化に向けて自治体や地域住民と連携して連携体制を構築する。（①）	・看護学群1年次科目で、大学近隣地域の自治組織（町内会）の防災担当者の協力を得て、災害時の応急手当の方法や搬送方法の演習を実施した。 ・看護学群4年次科目で、令和元年台風19号被災地である丸森町（保健師、丸森病院看護師等）と連携し、フィールドワークを実践した。 ・大学近隣地域の町内会長や社会福祉協議会会長と連携を図り、課外活動として災害看護に取り組む学生団体が、高齢者カフェや認知症カフェに定期的に学生ボランティアとして参加し、平時における災害時要配慮者の見守り体制について理解を深めるよう支援した。 ・災害看護に取り組む学生団体とともに、大学近隣地域の町内会が実施する地区防災訓練に参加したほか、大学近隣地域に在住する障害者の家族会との交流を図り、地域で暮らす災害時要配慮者の支援ニーズの把握を支援した。			
	・被災地等課題先進地域における人材育成を図るためのリカレント教育や本学と他大学の異分野連携による新たな教育研究の活動を推進する。（②）	・リカレント教育推進本部を設置し、リカレント教育の全学体制を構築した。看護学群では、過疎化などの地域課題に対応した看護DX人材育成の教育プログラムを、事業構想学群では、中小企業におけるDX人材育成の教育プログラムを実施した。 ・食産業学群及び看護学群と東北大学歯学部・農学部との連携により食学拠点での研究連携を促進した。			
	・震災復興や災害対応に関する教育研究活動の成果を宮城大学研究・共創フォーラムや公開講座等を活用し、学外へ発信する。（②）	・看護学群で開発した看護教育DX教材『MYU-TOWN』内に、災害時に地域住民の指定避難所となり得る場（地域内の小学校、市民センター）の360° ツアーコンテンツについて、第43回日本看護科学学会学術集会においてシンポジウムでの指定発言や交流集会で発表し、学外に広く発信した。 ・看護学群の災害看護プログラム担当教員による学生団体の地域防災組織と協働した社会貢献活動について、日本看護系大学協議会災害支援対策委員会企画の災害フォーラム『災害に対する大学の備えの現状と今後の方向性』で指定発言者として、活動を周知した。			

■中期計画番号 31

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第3 地域貢献等に関する目標	1 地域貢献に関する目標
【重点目標】 県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。	
(4) 感染症及び大規模災害対策への支援 新たな感染症や近年頻発化・激甚化する大規模災害に際し、地域社会が直面する課題について、大学の特色を生かした支援に取り組む。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）	第2 地域貢献等	1 地域貢献
❶地震、水害、感染症などによる今後の新たな災害に対応するため、地域の災害対策の状況把握を行い、連携自治体等の災害レジリエンスに関する施策立案に資する研究を進め、成果発表の場を設けるなどして支援する。【31】		

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）				
年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価
				評価 意見
R 5 年 度	・受託事業や共同研究等を通して、災害レジリエンスに関して企業や自治体と連携し、政策提言を図る。持続可能な社会構築に向けて、公立大学防災研究教育センター連携会議参画により、全国の大学とのネットワーク強化を図るとともに、防災・復興・減災に関する教育推進における先進的な取組等の情報を収集し、全学的な情報共有の在り方について検討する。（❶）	・公益財団法人河川財団からの受託事業において、流域の概念及び水災害等のメカニズム等を学ぶためのインタラクティブ教材の検討・開発を行った。 ・仙台市消防局からの受託事業において、市民に向けた防火・防災のプロモーションデザインの企画・制作・発表を行った。 ・公立大学防災研究教育センター連携会議に参画し、全国の大学とのネットワーク強化を図った。具体的には、防災・復興・減災に関する教育推進における他大学の先進的な取組等の情報を収集するとともに、全学的な情報共有のあり方を検討した。	Ⅲ	
	・カーボンニュートラル等、新たな環境政策や防災に関する国・県・自治体の方策に沿った災害レジリエンスに関する研究活動を推進し、その成果を宮城大学研究ジャーナルや、自治体との勉強会、研究・共創フォーラム等で発信する。（❶）	・指定研究にて、農村地域の防災対策を進める上で重要な農業水利施設の重層的管理について、世界農業遺産「大崎耕土」を事例にその実態を報告した（令和5年度農業農村工学会東北支部研究発表会）。 ・JST 共創の場において、地域におけるカーボンニュートラルの提言について「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム2023」にて発信した。		
	・防災や減災に資するレジリエンスをテーマとした教育プログラムについて開発・実施を推進し、ソーシャルアントレプレナーの育成を図る。（❶）	・指定研究にて、被災沿岸部におけるソーシャルビジネスによる地域産業再生の取り組みに関して日本災害復興学会へ2件の寄稿を行った。 ・JST START事業として「EDGE of ISLAND」という海際に焦点を当て、減災・防災などを包含した多様な取組を展開した。 ・JST START事業として「レジリエント社会の構築を牽引する起業家精神育成プログラム」を開催した。		

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 32

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第3 地域貢献等に関する目標	2 国際交流等に関する目標
【重点目標】 県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。	
世界に開かれた大学として、教育研究の充実強化を図るため、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら、学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに、海外大学等との連携による教育研究活動を推進する。 また、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 2 国際交流										
①グローバル化が進展する中で必要とされる多文化理解、国際教養、コミュニケーション力を高める宮城大学グローバル教育方針を策定し、グローバル化に対応した教育環境づくりを推進する。②英語圏や近隣のアジア・オセアニア地域を中心に、国際交流協定校を開拓する。③一方、学内ではラーニングコモンズ等を利用した多文化間交流を定期的に行い、キャンパス内にいながらにして国際感覚を身につけられる場を提供する。【32】										
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）										
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（32～33）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				B	A					
R 5 年度	・留学情報、留学体験記などを学内ウェブサイト（MYUpedia）において常時閲覧できる体制を整え、大学全体における国際交流や留学の機運を高めていく。 ①	・学内ウェブサイト（MYUpedia）を刷新し、留学体験記、留学体験動画レポートなどを閲覧できるようにした。アメリカ、フィンランド、タイに長期留学している学生からの留学体験動画を全学生に毎月配信した。	Ⅲ							
	・トビタテ！留学JAPANやJASSO奨学金等の外部資金の更なる獲得に向けて、継続的に申請し、採択率の向上を図る。 ①	・JASSOの奨学金について、短期と長期の留学支援を申請し、短期については4月から、長期については年度後半に採択された。南ユタ大学の海外フィールドワーク研修とフィンランドの協定校に留学した学生に奨学金を支給した。								
	・多文化理解や国際教養に関する海外研修プログラムをマレーシアやオランダで実施し、グローバルな視点を持って地域社会の課題に向き合えるグローバル人材の育成を図る。 ①	・オランダのヨーロッパ研修、マレーシアのリアル・アジア研修を初めて実施した。オランダでは国立戦争史料研究所や国際司法裁判所にて国際平和の歴史を学び、マレーシアでは難民サポート学校への訪問等を通して、多民族社会の「今」を学べる海外研修プログラムを提供することができた。								
	・「グローバル・ビジネス」において、より現場に沿った高度な実学教育を実践することを目的に、日本貿易振興機構（JETRO）から講師を招く。 ①	・「グローバルビジネス」の講師にJETRO仙台センター所長を招いて、現場の課題に基づいた実践的な講義を提供した。								
	・協定校に学生を派遣できる国際交流プログラムを推進するとともに、地域的、言語的なバランスを持って戦略的に国際交流協定校を開拓する。 ②	・新しい短期研修プログラムをオランダ（学外研修）とマレーシア（リアル・アジア）で実施し、新しい協定校である南ユタ大学において海外フィールドワーク研修を行った。								
	・「宮城大学・JICA連携グローバル・プログラム」を通し、国際社会で通用する能力やグローバルな視点・素養を持ち、地域社会、地域経済の活性化や持続的発展に貢献する“グローバル人材”の育成を推進する。 ②	・「宮城大学・JICA連携グローバル・プログラム」について、国際協力論や海外演習など新規開講4科目と合わせて計5科目を開講し、グローバル人材の育成を推進した。また、既存科目をプログラムに組み入れるなどプログラム全体の見直しを行った。								
	・JICA東北と連携して、JICA青年研修アフリカ英語圏「母子保健管理コース」の運営・受入れへの協力を行う。 ②	・12月に8名の研修生が、予定された研修を全て修了した。看護学群の教員が中心となり、研修企画・準備のためエスポールみやぎやJICA東北と協議を重ね、本学として2回目の受入を達成した。								
	・実践看護英語演習の科目履修条件を緩和し、看護海外研修の参加が増えるように学内の調整を行う。 ②	・実践看護英語演習の開講時期を3年次前期から集中講義に変更した。この変更により新カリキュラムでは、国際情勢に合わせた海外研修を企画・実施しやすくなり、今後の研修参加の機会が拡大した。								

	・新規にスタートする看護英語において、医療文化交流の機会を設け、英語で看護について意見交換する機会を増やす。 (2)	・看護英語の履修者に、JICA青年研修生によるアフリカ母子保健の現状についての意見交換の場への参加を呼びかけたところ、1名の学生の参加があった。		
	・ラーニングコモンズ等を利用し、学生を主体とする語学や多文化についてのイベントを開催し、外国語や多文化に対する興味を深める機会を提供する。また、英語でコミュニケーションを取れる場を提供し、英語学修に対するモチベーションを高める。 (3)	・グローバルコモンズでアルゼンチンの大学生と交流するTalk Talkプログラムやフィンランドからの留学生との交流会、宮城県の友好県省である吉林省主催の交流活動に参加した学生による研修報告会等を通して、外国語や多文化に触れる機会を提供した。また、留学体験者による報告会を開催し、留学に対する興味や関心を高めた。		

■中期計画番号 33

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第3 地域貢献等に関する目標	2 国際交流等に関する目標
【重点目標】 県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。	
世界に開かれた大学として、教育研究の充実強化を図るため、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら、学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに、海外大学等との連携による教育研究活動を推進する。 また、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）		第2 地域貢献等	2 国際交流
①世界を俯瞰的に捉え、多様な地域、文化、人間の立場から物事を多角的に理解する力や人々に共感する感覚を涵養する機会を学生に提供するために、短期・長期の海外研修と留学プログラムの充実を図る。②また、高度な知識・技能の獲得を志向する海外からの留学生を受け入れ、地域社会に貢献できる人材の輩出を目指す。【33】 〔指標〕海外派遣（＊）学生枠（200人／年 令和8年度） ＊短期・長期の海外研修、留学プログラムやゼミ、研究室単位の交流等、本学が講じる取組によるもの			

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 5 年 度	・令和4年度に国際交流協定を締結した南ユタ大学において、海外フィールドワーク研修（1か月）を実施する。（①）	・新たに国際交流協定を締結した南ユタ大学において海外フィールドワーク研修を実施し、3名の学生が参加した。	Ⅲ		
	・基盤教育科目「学外研修」として、オランダ研修やリアル・アジア（マレーシア）を企画し、多様な海外研修プログラムを提供する。（①）	・オランダのヨーロッパ研修、マレーシアのリアル・アジア研修を初めて実施した。オランダでは国立戦争史料研究所や国際司法裁判所にて国際平和の歴史を学び、マレーシアでは難民サポート学校への訪問等を通して、多民族社会の「今」を学べる海外研修プログラムを提供することができた。（No. 32再掲）			
	・コロナ禍によって中止・延期されてきた協定校への長期派遣を開始するとともに、新たに協定を締結したカリフォルニア州立大学サンバーナーディーノ校への長期留学実施体制を整える。（①）	・フィンランドとオーストラリアの協定校にそれぞれ3名と1名の学生を長期派遣した。単位取得を目的としてカリフォルニア州立大学に長期留学できる体制を整えたことで、本学の学生が長期留学できる協定校はフィンランド、アメリカ合衆国、オーストラリアに拡充した。			
	・留学生の志願者数を増やすため、オンライン等を活用しながら日本語学校等の外国人留学生に対するリクルートメントを全国的に展開する。（②）	・これまで宮城大学への入学実績がある日本語学校を対象に、宮城大学で留学生が学ぶメリット及びカリキュラム等をオンラインを活用して説明した。			
	・フィンランドからの短期留学生と本学学生の交流の場を増やし、大学全体において国際交流を推進していく。（②）	・フィンランドのテュルク応用科学大学から交換留学生3名を受入れ、科目履修やグローバルコモンズでの様々な国際交流イベントを通して、学生間交流を図った。また、交換留学生と在学生合同の岩手や山形、青森をフィールドとした学外研修を行い、東北の歴史や地域の成り立ち、街の様子や文化を共に学ぶことでさらなる国際交流を深めた。			
	〔指標〕海外派遣学生枠（200人／年 令和8年度）	・海外派遣学生枠：80人（参加者数32人）			

第3 業務運営の改善及び効率化	【重点目標】 理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。
全体的な状況	
理事長・学長による執行体制への円滑な移行を図るとともに、内部監査体制の強化により、会計処理及び研究費管理のほか、業務執行状況を対象に加え、内部監査の充実を図った。 また、業務能率の一層の向上とワーク・ライフ・バランスを推進するため、時差勤務制度の利用促進を図ったほか、安心して子育てできる環境を整備するため、学校行事等参加休暇を新設した。	
業務運営の改善及び効率化に関する特記事項	
1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評価が「Ⅳ」の項目） - なし 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組 - IR活動を着実に推進し、より効率的な大学経営の在り方について検討を進めるため、学内情報のデジタル化と可視化を目的とした「情報戦略推進基本計画」を策定した。 - 人事配置においては、職員の将来的なキャリアプランを考慮するとともに、毎年度、定期的に提出を求めている身上調書に基づき、職員の意欲や希望を考慮し、能力・適性等を勘案した異動を実施した。 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項 - なし 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評価が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目） - なし 5 その他、法人が積極的に実施した取組 - 業務改善等の取組を奨励し、優れた功績のあった職員を優良職員として表彰した。 - 職員の専門性の向上を図るため、公立大学協会が主催する研修や県の階層別研修に参加させるとともに、優れた人材育成の観点から管理者向けのマネジメント研修を実施した。	
【評価委員会による意見記載欄】	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 34

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

(1) 理事長を中心とする運営体制の構築

法人が自律性を確保しつつ戦略的かつ機動的に時代の変化に対応できるよう、各部門長の権限や責任を明確にしながら、理事長が全学的なリーダーシップを発揮できる運営体制となるよう適宜見直しを図るとともに、法人の業務運営の適正化及び透明性を確保するため、役員等への外部有識者の登用や監査体制の充実に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第3 業務運営の改善及び効率化 1 運営の改善

①本学の理念・目的を実現するために、理事長を中心とする法人組織、学長をはじめとする教学組織等について、それぞれの権限と責任を明確にしながら、適切な大学運営のための組織を整備し、適切な運用を図るとともに、学外有識者の積極的な登用や、監査の充実に努める。②また、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」等の国や他大学の動向等を踏まえ、より効率的な大学の経営の在り方について検討する。 【34】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価						
				評価	意見					
				評価実績（34～35）						
				R3	R4	R5	R6	暫 定	R7	
				A	A					
R 5 年 度	・内部監査等の充実に図るほか、国や他大学の動向等を踏まえながら、より効率的な大学の経営の在り方について検討していく。（ ①② ）	・理事長・学長による執行体制への円滑な移行を図るとともに、内部監査体制の強化により、会計処理及び研究費管理のほか、業務執行状況を対象に加え、内部監査の充実に図った。 ・IR活動を着実に推進し、より効率的な大学経営の在り方について検討を進めるため、学内情報のデジタル化と可視化を目的とした「情報戦略推進基本計画」を策定した。	III							

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 35

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

(2) 戦略的な予算の配分

法人の経営戦略に基づき、全学的、中長期的な視点に立った効果的かつ効率的な予算等の配分を行う。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第3 業務運営の改善及び効率化 1 運営の改善

①年度計画策定及び予算編成の基本方針に基づき、予算要求と中期計画及び年度計画との整合性や妥当性を検証し、適切な予算編成を行う。 【35】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					
年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価	
				評価	意見
R 5 年度	・年度計画及び予算編成の基本方針に基づき、法人の財政状況及び中期計画の進捗状況に配慮しつつ、中期計画及び年度計画との整合性や妥当性を検証し、適切な予算編成を行う。（①）	・令和5年度当初予算編成においては、光熱水費高騰の影響により、緊縮型の予算編成を行ったが、宮城県の補てんもあったため、補正予算においては広く要求を受付け、年度計画事業の進捗を適切にフォローアップした。また、令和6年度の予算編成方針において、教育研究予算については、令和5年度より要求基礎額を引き上げるなど、中期計画の進捗状況に配慮しながら、新規事業展開のために予算を確保する等の検討を行った。	Ⅲ		

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 37

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標2 人事の適正化に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

優れた人材の確保や組織の活性化を図るため、教職員にインセンティブが働く人事制度を実施する。また、事務職員の資質向上のための研修等に積極的に取り組む。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）第3 業務運営の改善及び効率化 2 人事の適正化

①教育研究支援体制の充実に向けて、大学の教育研究活動に深い理解を有する専門性の高い事務職員を育成するとともに、教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営を実現するため、組織的なスタッフ・ディベロップメントを実施する。【37】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 5 年 度	・組織的なSD等を実施し、有為な専門性の高い事務職員を育成するとともに、教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営の推進を図る。 ①	・学生の入学前から卒業後の一連の学び等の実態を把握し、支援へと結びつける学生マネジメント手法の一つである「エンロールメント・マネジメント」をテーマとした全学FD、SD等を実施した。 ・職員の専門性の向上を図るため、公立大学協会が主催する研修や県の階層別研修に参加させるとともに、優れた人材育成の観点から管理者向けのマネジメント研修を実施した。	Ⅲ		

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 38

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標	3 事務等の効率化・合理化に関する目標
【重点目標】 理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。	
事務組織については、事務処理の効率化に努め、必要に応じ見直しを行うとともに、共同参画や働き方改革を推進する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）第3 業務運営の改善及び効率化 3 事務等の効率化・合理化

①教職員による業務改善を奨励するとともに、②ペーパーレス化やアウトソーシング、情報システムの導入等の取組を積極的に推進し、事務等の効率化・合理化を図る。③また、共同参画や働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、多様で柔軟な働き方を推進する。

【38】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価						
				評価		意見				
				評価実績（38）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A					
R 5 年度	・教職員の業務改善を積極的に奨励し、ペーパーレス化やアウトソーシング等の取組を推進する。（①②）	・業務改善等の取組を奨励し、優れた功績のあった職員を優良職員として表彰した。 ・庶務事務システムを利用した各種申請等について、事務職員に加え教員を対象とした運用を開始し、業務改善及びペーパーレス化を推進した。 ・庶務事務の合理化を図るため、年末調整基礎データ作成業務の外部委託を引き続き実施した。	Ⅲ							
	・事務処理の効率化・簡素化に努めるとともに、共同参画や働き方改革関連法の趣旨を踏まえた多様で柔軟な働き方を推進する。（③）	・業務能率の一層の向上とワーク・ライフ・バランスを推進するため、時差勤務制度の利用促進を図ったほか、安心して子育てできる環境を整備するため、学校行事等参加休暇を新設した。								

第 4 財務内容の改善	【重点目標】 経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。
全体的な状況	
ネクストリーダーズ基金について、令和5年度は学生が独自に企画した留学プログラムへの支援や、グローバル人材の育成を目的とした企業との連携プログラムへの支援等を行い、総額で1,489千円を支出した。また、情報ネットワーク基盤システム更新業務、教員用PC等及び印刷機等賃貸借業務及びデザイン研究棟ネットワーク保守業務の3契約について、令和5年度から契約を一本化し、業務の簡素化、合理化を図り、事業費用の削減に努めた。	
財務内容の改善に関する特記事項	
1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評価が「Ⅳ」の項目） ・ なし 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組 ・ 他大学の授業料額の動向について継続して調査を行った。また、本学の大学院生等が受講するケースもある公開講座の受講料について、宮城県へ上限額の引き上げについて要請し、了承を得た。 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項 ・ なし 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評価が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目） ・ なし 5 その他、法人が積極的に実施した取組 ・ 社会全体がウィズコロナへ移行している状況を踏まえ、令和5年5月から、外部への施設貸付を原則可とする取扱いに改め、88件〔大和63件、太白25件〕の施設貸付を行った。そのうち、敷地内でのキッチンカー営業の受入れに当たっては、施設使用料を徴収する方向で整理し、学内資源の有効活用に寄与するとともに、学内者にとってのアメニティ向上にも寄与することができた。 ・ 委託業者による定期的な保守点検を実施し施設維持に努めた。また、施設利用者から不具合発生の都度連絡を受けて速やかに修繕を実施した。	
【評価委員会による意見記載欄】	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 39

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第5 財務内容の改善に関する目標1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

【重点目標】
経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。

法人の安定的な経営が行えるように自己収入を確保するため、外部資金の獲得に組織的に取り組むとともに、収入源の見直しや新たな収入源の拡充を図る。
また、授業料をはじめとする学生納付金については、法人の収入状況及び社会情勢を勘案して適切に設定するとともに、授業料等の減免制度について適宜見直しを行う。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第4 財務内容の改善 1 自己収入の確保										
①授業料等の学生納付金については他大学の動向や法人の収支状況、社会情勢等を勘案し、適正な受益者負担の観点から定期的に見直しを行う。【39】										
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）										
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（39～40）						
				R3	R4	R5	R6	暫 定	R7	
				A	A					
R 5 年度	・授業料その他の各種学生納付金については、他大学の金額設定の情報収集を行うとともに、受益者負担の観点から、物価情勢等を反映した適正な負担額について、法人の収支状況及び社会情勢等を勘案の上、検討を行う。（①）	・他大学の授業料額の動向について継続して調査を行った。また、本学の大学院生等が受講するケースもある公開講座の受講料について、宮城県へ上限額の引き上げについて要請し、了承を得た。	Ⅲ							

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 40

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第5 財務内容の改善に関する目標	1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
【重点目標】 経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。	
法人の安定的な経営が行えるように自己収入を確保するため、外部資金の獲得に組織的に取り組むとともに、収入源の見直しや新たな収入源の拡充を図る。 また、授業料をはじめとする学生納付金については、法人の収入状況及び社会情勢を勘案して適切に設定するとともに、授業料等の減免制度について適宜見直しを行う。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）	第4 財務内容の改善	1 自己収入の確保
❶学内の資源を有効に活用するとともに、❷寄附金による自己収入の増加に努める。【40】		

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R5 年度	・学内施設の外部への貸付を適切に行う。（①）	・社会全体がウィズコロナへ移行している状況を踏まえ、令和5年5月から、外部への貸付を原則可とする取扱いに改め、88件〔大和63件、太白25件〕の施設貸付を行った。そのうち、敷地内でのキッチンカー営業の受入れに当たっては、施設使用料を徴収する方向で整理し、学内資源の有効活用に寄与するとともに、学内者にとってのアメニティ向上にも寄与することができた。	Ⅲ		
	・ネクストリーダーズ基金については令和4年度に引き続き事業を実施し、その成果をウェブサイト等で一般に広く周知することで基金の認知度を高め、新たな寄附の促進につなげる。（②）	・令和5年度については、学生が独自に企画した留学プログラムへの支援や、グローバル人材の育成を目的とした企業との連携プログラムへの支援等を行い、総額で1,489千円を支出した。			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 41

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第5 財務内容の改善に関する目標	2 経費の抑制に関する目標
【重点目標】 経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。	
予算の効率的な執行や業務の簡素化・合理化・契約方法の見直し、効果的な組織運営や適正な人員配置などにより、経費の縮減に努める。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第4 財務内容の改善 2 経費の抑制	
❶情報システムの高度化と適切な運用により業務効率を向上させるとともに、❷業務の外部委託等による合理化を進め、経費抑制を図る。 【41】	
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）	

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（41）					
				R3	R4	R5	R6	暫 定	R7
				A	A				
R 5 年 度	・業務の外部委託等を推進するとともに、契約内容について随時の見直しを行い、コスト削減や業務の簡素化、合理化を図る。（②）	・情報ネットワーク基盤システム更新業務、教員用PC等及び印刷機等賃貸借業務及びデザイン研究棟ネットワーク保守業務の3契約について、令和5年度から契約を一本化し、業務の簡素化、合理化を図り、事業費用の削減に努めた。	Ⅲ						

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 42

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第5 財務内容の改善に関する目標	3 資産の運用及び管理の改善に関する目標
【重点目標】 経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。	
資産の適切な運用及び管理を行う体制により、長期的かつ経営的な視点に立った法人資産の効果的・効率的な活用に努める。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第4 財務内容の改善 3 資産の運用管理の改善	
①定期的な資産の点検を行い、適切に維持管理し、有効活用を図るとともに、②余裕資金の管理運用にあたっては、安全性・流動性に配慮する。【42】	
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）	

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（42）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A					
R 5 年度	・委託業者と連携した計画的な施設の保守管理を行い、不具合が発生した場合には、できるだけ速やかに修繕等を行う。（①）	・委託業者による定期的な保守点検を実施し施設維持に努めた。また、施設利用者から不具合発生の都度連絡を受けて速やかに修繕を実施した。	Ⅲ							
	・資金繰り等を勘案し、余裕資金が生じた場合は、定期預金など安全で確実な金融商品により運用する。（②）	・令和4年度から引き続いている光熱水費高騰の終息が見込まれなかったことや、9月に発生した大雨による災害復旧の対応が見込まれたため、資金流動性を第一に考えた預金運用を継続して行った。								

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供	
全体的な状況	
次期認証評価機関による第三者評価受審（令和7年度受審）に向け、内部質保証実施委員会において、内部質保証システムのチェックシートに基づき、各部門の自己点検・評価の進行状況の管理を行い、着実に実施されていることを確認した。また、令和7年度の認証評価受審に向けた評価項目の確認も行い、改善課題の洗い出しを行った。さらにその内容を評価委員会で共有し、学内の教育研究体制の再検討や規程の改正等を行った。 また、分野別評価として、日本看護学教育評価機構による看護教育学評価受審のため、評価基準に基づき、看護学群各ワーキンググループで点検を行った。点検した内容について、看護学群でFDを行い、共有及び改善に向けた意見交換を行った。	
教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項	
1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評価が「Ⅳ」の項目） - なし 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組 - 令和7年度の大学評価（認証評価）受審に向け、各評価機関の評価項目等を勘案し、一般財団法人大学教育質保証・評価センターを受審機関とすることを決定した。 - 令和7年度の認証評価受審に備え、本学の内部質保証システムに関する点検を実施し、内部質保証実施要綱等の改正を行った。 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項 - なし 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評価が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目） - なし 5 その他、法人が積極的に実施した取組 - 日本看護学教育評価機構による看護学教育評価受審の準備として、評価基準に基づき、看護学群各ワーキンググループで点検を行った。点検した内容について、看護学群でFDを行い、共有及び改善に向けた意見交換を行った。	
【評価委員会による意見記載欄】	

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 43

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標	1 自己点検・評価の充実に関する目標
内部質保証システムに基づき、自己点検・評価を行うとともに、認証評価機関による第三者評価を受け、その結果を改善に反映し、大学の質の向上に努める。また、それらについて県民に分かりやすく公表する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第26条）第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 1 自己点検・評価の充実
①外部機関による評価項目や認証評価の評価基準も見据えた自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に公表することにより、自主的な大学運営の改善・向上及び透明性確保に努める。【43】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（43～44）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A					
R 5 年 度	・評価委員会を中心に、令和4年度実績に関する各部門の自己点検・評価結果を実績報告書に取りまとめ、令和5年6月末までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出する。（①）	・評価委員会を中心に、令和4年度実績に関する各部門の自己点検・評価結果を実績報告書に取りまとめ、令和5年6月末までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出した。	Ⅲ							
	・令和4年度実績に関する自己点検・評価結果、これに関する第三者評価結果については、理事会を始めとした学内組織での審議・共有を行い、ウェブサイトでの学外公表を進めるとともに、PDCAサイクルに基づく分析・検討結果を法人の業務運営や次年度計画に適切に反映する。（①）	・令和4年度実績に関する自己点検・評価結果、これに関する公立大学法人宮城大学評価委員会による評価結果について、理事会・経営審議会・教育研究審議会等での審議・共有を行うとともに、ウェブサイトを通じて学外公表を行った。また、各評価による分析・検討結果をもとに、法人の業務運営や次年度計画に反映させた。								
	・年度計画の策定及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）については、令和5年通常国会に令和6年度から廃止する法案が提出される情報があることから、その動向を注視する。（①）	・地方独立行政法人法の改正に基づき、年度計画及び業務の実績等に関する評価の廃止とそれに伴う経過措置について、第4期中期計画期間（令和9年度開始）から適用となることを確認した。								
	・令和元年度に受審した大学評価で付された改善課題について、これまでの取組状況を改善報告書に取りまとめ、令和5年7月末までに認証評価機関に提出する。（①）	・令和元年度の大学評価で付された改善課題（大学院における学習成果評価の未実施）に対して、これまでの改善に係る取組を改善報告書に取りまとめ、令和5年7月末に認証評価機関に提出した。これに対して、認証評価機関より、令和6年3月に「是正勧告なし」との検討結果が通知された。								
	・令和7年度の大学評価受審に向け、各評価機関の評価項目等を勘案し、受審機関を決定する。（①）	・令和7年度の大学評価（認証評価）受審に向け、各評価機関の評価項目等を勘案し、一般財団法人大学教育質保証・評価センターを受審機関とすることを決定した。								

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 44

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標	1 自己点検・評価の充実に関する目標
内部質保証システムに基づき、自己点検・評価を行うとともに、認証評価機関による第三者評価を受け、その結果を改善に反映し、大学の質の向上に努める。また、それらについて県民に分かりやすく公表する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第26条）第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 1 自己点検・評価の充実	
①内部質保証システムに基づく各PDCAサイクルの適切かつ定期的な実施を通じて、教育研究活動等の質の保証及び向上に恒常的・継続的に取り組み、システムの定着化を図る。 【44】	

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 5 年 度	・内部質保証実施委員会を中心に、内部質保証システムチェックシートに基づいた自己点検・評価を着実に実施し、内部質保証システムの定着化を図るとともに、内部質保証実施委員会で確認した各部門のPDCAサイクルの進捗状況や改善課題等については評価委員会や必要に応じて上位会議体で共有する体制を整え、教育研究活動等の質の保証及び向上を図る。（①）	・内部質保証実施委員会において、内部質保証システムのチェックシートに基づき、各部門の自己点検・評価の進行状況の管理を行い、着実に実施されていることを確認した。また、令和7年度の認証評価受審に向けた評価項目の確認も行い、改善課題の洗い出しを行った。さらにその内容を評価委員会で共有し、学内の教育研究体制の再検討や規程の改正等を行った。	Ⅲ		
	・本学の内部質保証システムに関する点検を実施し、必要に応じて要綱等の改善を行う。（①）	・令和7年度の認証評価受審に備え、本学の内部質保証システムに関する点検を実施し、内部質保証実施要綱等の改正を行った。			
	・日本看護学教育評価機構による看護学教育評価受審のため、評価基準に基づき、看護学群各ワーキンググループで点検を行う。（①）	・日本看護学教育評価機構による看護学教育評価受審の準備として、評価基準に基づき、看護学群各ワーキンググループで点検を行った。点検した内容について、看護学群でFDを行い、共有及び改善に向けた意見交換を行った。			

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 45

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

2 情報発信の推進等に関する目標

法人の組織運営及び大学の教育研究活動の実績については、積極的に情報を発信し、県民をはじめとする社会への説明責任を果たすとともに、大学の認知度を高める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第26条）第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 2 情報公開の推進等

①広報基本方針等に基づき、教育研究活動等の積極的な情報発信をはじめとする全学広報活動を戦略的に推進し、②様々なステークホルダーに対して本学の認知度を高める。【45】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（45）						
				R3	R4	R5	R6	暫 定	R7	
			A	A						
R 5 年 度	・全学的な広報推進体制を維持するとともに、ウェブサイトや印刷物、対面イベントなど各広報媒体の良さを効果的に活かし、ハイブリッドでタイムリーかつ情勢に応じた戦略的な広報施策を推進する。（①）	・全学的な広報推進体制を維持するとともに、オンラインオープンキャンパス特設サイトに動画コンテンツを追加するなどウェブサイトによる情報発信を積極的に活用したほか、オープンキャンパスやアカデミックインターンシップを始めとする対面イベントの実施など時宜にかなった広報施策を展開した。	III							
	・主要事業である大学案内やウェブサイト、印刷物についても、引き続き広報グラフィック基本コンセプトのもと、統一感のある広報を展開する。（①）	・大学案内やウェブサイトなどの広報ツールについて統一感のある広報を継続した。								
	・広報推進体制を活用した情報収集とコンテンツ発信の強化を継続するとともに、プレスリリースや取材対応など各メディアとの連携強化により、本学の更なる認知度向上を図る。（①②）	・学内の情報収集と写真素材の充実を図ることにより、メディア等に対する安定した新着情報等の発信を可能にするとともに、研究ニュースなどの質的向上を図るなど本学の認知度向上を推進した。 ①新着情報件数 R3：364件→R4：432件→R5：311件 ②プレスリリース件数 R3：18件→R4：8件→R5：15件 ③メディア掲載・出演情報件数 R3：352件→R4：400件→R5：480件 ※参考：SNS発信件数 ・X R5：約2,400件 ・Instagram R5：約340件								
	・新型コロナウイルス感染症の影響も見られるため、広報施策の方向性については状況の変化を見ながら継続して検討していく。（①）	・主に高校生や在学生を対象とした広報アンケート（質的評価）を継続可能な形で再構築したほか、ウェブアクセス解析（量的評価）によるPDCAサイクルを実施し、情報発信の効果を確認した。								

第 6　　その他業務運営
全体的な状況
施設整備の整理・活用として、施設の適切かつ効率的な維持管理のため、令和5年度に予定していた工事を着実に実施し、事業の請差を活用し追加の工事を行うことが出来た。また、令和6年度工事を円滑に実施するため、令和5年度中に設計業務を5件（大和キャンパス4件、太白キャンパス1件）実施した。また、令和5年度に更新を行ったネットワークシステムのセキュリティにおける新機能及び令和4年度の理解度調査で関心が高かったメールに係る情報セキュリティを題材とする講習会の動画配信を計2回行った。事業場衛生委員会を毎月開催し、時間外勤務の状況、健康診断やストレスチェックの実施などについて情報共有を行った。
その他業務運営に関する特記事項
1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評価が「Ⅳ」の項目） - なし 2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組 - 各学群等に相談員を配置するとともに、学生相談カウンセラーや保健指導員との連携を図るなど相談体制の充実に努めた。 7月に全教職員・学生対象の防災訓練を動画視聴講習及び実地避難訓練のハイブリッド方式により実施した。また、資材等の備蓄については非常食の賞味期限などを踏まえた管理を実施した。 3　過年度との数値による実績対比が可能な事項 〔指標〕個人情報漏洩事故件数（0件／年）　附属資料36ページ参照 4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評価が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目） - なし 5　その他、法人が積極的に実施した取組 - 事業場衛生委員会を毎月開催し、時間外勤務の状況、健康診断やストレスチェックの実施などについて情報共有を行った。また、委員会の役割について共通認識を深めるための勉強会を実施するとともに、所管の課題などについての協議を行い改善に努めた。
【評価委員会による意見記載欄】

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 46

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第7 その他業務運営に関する重要目標	1 施設設備の整備・活用等に関する目標
『宮城県公共施設等総合管理方針』等に基づき、中長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うとともに、施設等の適切かつ効率的な維持管理に努める。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）	第6 その他業務運営	1 施設設備の整備・活用等
❶老朽化した施設及び付帯設備について、計画的な大規模修繕を行い、長寿命化を図る。【46】		

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）
--

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定	意見					
				評定実績（46）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
				A	A					
R 5 年 度	・第3期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャンパス4件、太白キャンパス1件）を実施する。（No. 25再掲）（①）	・令和5年度に予定していた工事を着実に実施し、事業の請差を活用し追加の工事を行うことが出来た。また、令和6年度工事を円滑に実施するため、令和5年度中に設計業務を5件（大和キャンパス4件、太白キャンパス1件）実施した。更に、キャンパス整備委員会で整理された要望を踏まえ、教育研究環境の向上等に向け、令和6年度の施設・環境整備費対応案件を精査した。（No. 25再掲）	Ⅲ							
	・ネットワーク基盤システムについて、令和5年8月の更新に向けて、着実に設計及び構築並びに導入を進める。（No. 25再掲）（①）	・ネットワーク基盤システムを大きなトラブルなく、更新することができた。（No. 25再掲）								

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 47

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第7 その他業務運営に関する重要目標	2 安全管理等に関する目標
安全衛生管理体制の整備に努め、感染症対策の強化など、より安全なキャンパス環境を創出する。また、情報セキュリティ対策を強化し、情報管理を徹底する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第6 その他業務運営 2 安全管理等
①事業場衛生委員会を定期的に開催し、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行うとともに、職場における教職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成促進等に努める。【47】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価						
				評定		意見				
				評定実績（47～48）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
			A	A						
R 5 年度	・事業場衛生委員会を定期的に開催し、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に努める。（①）	・事業場衛生委員会を毎月開催し、時間外勤務の状況、健康診断やストレスチェックの実施などについて情報共有を行った。また、委員会の役割について共通認識を深めるための勉強会を実施するとともに、所管の課題などについての協議を行い改善に努めた。	Ⅲ							
	・常に、職場における教職員の安全に配意し、健康の確保、快適な職場環境の形成促進等に努める。（①）	・健康診断、ストレスチェック（年2回）のほか、産業医による面談・職場巡視等を適切に行った。また、全教職員向けにストレスに関する共通認識を深めるためのセミナーを実施し、職場における教職員の安全、健康、職場環境の確保等について、随時、注意喚起等を実施した。								

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 48

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第7 その他業務運営に関する重要目標2 安全管理等に関する目標

安全衛生管理体制の整備に努め、感染症対策の強化など、より安全なキャンパス環境を創出する。また、情報セキュリティ対策を強化し、情報管理を徹底する。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）第6 その他業務運営 2 安全管理等

①安全安心で衛生面にも配慮した教育研究環境を確保するために、施設・備品等（薬品を含む）の適切な管理運用を行うとともに、②災害等の非常時を想定した総合的な諸対策の充実を図る。③また、情報セキュリティポリシーに基づく情報管理を徹底する。

[指標] 個人情報漏洩事故件数（0件／年）【48】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）					
年度	計画	実績	自己 評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R 5 年 度	・施設や消防設備について、委託業者と連携した定期的な保守管理を行うとともに、不具合発生時には速やかに修繕を行うなど、安全を確保する。（①）	・消防設備保守管理委託業者による保守点検を実施し、指摘された不具合事項について修繕・対応を実施している。		Ⅲ	
	・固定資産については、決算時に減損兆候の把握のため現物の確認を行う。また、備品及び貴重物品については、取得時に台帳登録を行い、教員の異動時等に適切に移管、抹消等の手続を実施する。（①）	・固定資産については決算時に減損兆候の把握のため現物の確認を行った。また、備品及び貴重物品については取得時に台帳登録を行い、教員の異動時等に適切に移管、抹消等の手続を実施した。（①）			
	・定期的な防災訓練により教職員及び学生への防災教育を推進するとともに、災害発生時に備えた資機材等の備蓄を確保する。（②）	・7月に全教職員・学生対象の防災訓練を動画視聴講習及び実地避難訓練のハイブリッド方式により実施した。また、資材等の備蓄については非常食の賞味期限などを踏まえた管理を実施した。			
	・引き続き情報セキュリティに関する講習会を実施するとともに、更新後のネットワーク基盤システムの新しいセキュリティ機能の活用等を検討する。（③）	・令和5年度に更新を行ったネットワークシステムのセキュリティにおける新機能及び令和4年度の理解度調査で関心が高かったメールに係る情報セキュリティを題材とする講習会の動画配信を計2回行った。			
	[指標] 個人情報漏洩事故件数（0件／年）	[指標] 個人情報漏洩事故件数（0件／年）			

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 49

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第7 その他業務運営に関する重要目標	3 人権の尊重に関する目標
人権侵害を防止するため、全学一体となった体制整備と人権尊重に対する役職員及び学生の意識向上を図る。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第6 その他業務運営 3 人権の尊重	
①人権侵害防止・対策本部を毎年度定期的を開催し、人権侵害防止に向けた研修や啓発活動を実施するなど人権侵害の未然防止に努める。②また、相談体制を整備し、人権侵害に関する問題への対応を適切に実施する。【49】	

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計画	実績	自己 評価	評価委員会による評価						
				評価		意見				
				評価実績（49）						
				R3	R4	R5	R6	暫 定	R7	
				A	A					
R 5 年 度	・宮城大学人権侵害防止及び対策本部を開催し、人権侵害防止に向けた研修や啓発活動を実施するなど、人権侵害の未然防止に努める。（①）	・人権侵害防止・対策本部会議を開催し、「人権侵害（ハラスメント）の防止に関する指針」の周知を図るとともに、新たにリーフレットを作成し、ハラスメント防止に関する意識啓発と予防に取り組んだ。また、性暴力防止に関する規定の検討を行った。	Ⅲ							
	・人権侵害の未然防止や適切な初期対応を図るため、相談体制の充実を図る。（②）	・各学群等に相談員を配置するとともに、学生相談カウンセラーや保健指導員との連携を図るなど相談体制の充実に努めた。								

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画																																																																	
■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第7予算、収支計画及び資金計画																																																																	
	1 予算（令和3年度～令和8年度）（単位：百万円）		《参考》																																																														
	<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>収入</td><td></td></tr><tr><td>運営費交付金</td><td>15,431</td></tr><tr><td>授業料等収入</td><td>7,038</td></tr><tr><td>受託研究費等収入及び寄附金</td><td>639</td></tr><tr><td>補助金</td><td>－</td></tr><tr><td>その他収入</td><td>294</td></tr><tr><td>目的積立金等取崩</td><td>74</td></tr><tr><td>計</td><td>23,476</td></tr><tr><td>支出</td><td></td></tr><tr><td>教育研究費 （うち人件費）</td><td>14,410 (10,399)</td></tr><tr><td>一般管理費 （うち人件費）</td><td>7,566 (3,609)</td></tr><tr><td>施設整備費</td><td>1,500</td></tr><tr><td>補助金</td><td>－</td></tr><tr><td>計</td><td>23,476</td></tr></table>		区 分	金 額	収入		運営費交付金	15,431	授業料等収入	7,038	受託研究費等収入及び寄附金	639	補助金	－	その他収入	294	目的積立金等取崩	74	計	23,476	支出		教育研究費 （うち人件費）	14,410 (10,399)	一般管理費 （うち人件費）	7,566 (3,609)	施設整備費	1,500	補助金	－	計	23,476	【人件費の見積もり】 第3期中期目標期間中、総額14,008百万円を支出する。 ※1 人件費については、教員の年次採用計画に基づく新規採用に係る人員増分を含めて所要額が算定される。 ※2 退職手当については、公立大学法人宮城大学が定める規程に基づき所要額を支給するが、措置される額は、各事業年度の予算編成過程において算定される。 【運営費交付金の算定方法】 運営費交付金＝人件費＋事業費＋管理運営費＋法人化に伴う新規経費＋修繕費－自己収入																																
	区 分	金 額																																																															
	収入																																																																
	運営費交付金	15,431																																																															
	授業料等収入	7,038																																																															
	受託研究費等収入及び寄附金	639																																																															
	補助金	－																																																															
	その他収入	294																																																															
	目的積立金等取崩	74																																																															
計	23,476																																																																
支出																																																																	
教育研究費 （うち人件費）	14,410 (10,399)																																																																
一般管理費 （うち人件費）	7,566 (3,609)																																																																
施設整備費	1,500																																																																
補助金	－																																																																
計	23,476																																																																
※1 運営費交付金算定の収入及び経費の内容は、次のとおり。																																																																	
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>人 件 費</td><td>職員給与、非常勤職員報酬 等</td></tr><tr><td>事 業 費</td><td>入学試験費、教育実験実習費、研究費、各センター運営費 等</td></tr><tr><td>管理運営費</td><td>庁舎管理経費、光熱水費、事務局経費 等</td></tr><tr><td>法人化に伴う新規経費</td><td>常勤役員給与等の人件費、各審議会の事務費、財務会計システム運営費等の管理運営費</td></tr><tr><td>修 繕 費</td><td>建物設備維持管理経費、実験実習機器保守点検 等</td></tr><tr><td>自 己 収 入</td><td>授業料等の学生納付金、受託研究費等の外部資金 等</td></tr></table>			項 目	内 容	人 件 費	職員給与、非常勤職員報酬 等	事 業 費	入学試験費、教育実験実習費、研究費、各センター運営費 等	管理運営費	庁舎管理経費、光熱水費、事務局経費 等	法人化に伴う新規経費	常勤役員給与等の人件費、各審議会の事務費、財務会計システム運営費等の管理運営費	修 繕 費	建物設備維持管理経費、実験実習機器保守点検 等	自 己 収 入	授業料等の学生納付金、受託研究費等の外部資金 等																																																	
項 目	内 容																																																																
人 件 費	職員給与、非常勤職員報酬 等																																																																
事 業 費	入学試験費、教育実験実習費、研究費、各センター運営費 等																																																																
管理運営費	庁舎管理経費、光熱水費、事務局経費 等																																																																
法人化に伴う新規経費	常勤役員給与等の人件費、各審議会の事務費、財務会計システム運営費等の管理運営費																																																																
修 繕 費	建物設備維持管理経費、実験実習機器保守点検 等																																																																
自 己 収 入	授業料等の学生納付金、受託研究費等の外部資金 等																																																																
※2 大規模修繕費、高額設備（備品）費については、所要額を個別に算定し、宮城県の財政状況を勘案した上で、別途措置される。																																																																	
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）																																																																	
R 5 年 度	1 当初予算（令和5年度）（単位：百万円）		1 予算執行実績（令和5年度）（単位：百万円）																																																														
	<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>収入</td><td></td></tr><tr><td>運営費交付金</td><td>2,600</td></tr><tr><td>授業料等収入</td><td>991</td></tr><tr><td>受託研究費等収入及び寄附金</td><td>120</td></tr><tr><td>補助金</td><td>113</td></tr><tr><td>その他収入</td><td>62</td></tr><tr><td>目的積立金等取崩</td><td>269</td></tr><tr><td>計</td><td>4,155</td></tr><tr><td>支出</td><td></td></tr><tr><td>教育研究費 （うち人件費）</td><td>2,361 (1,666)</td></tr><tr><td>一般管理費 （うち人件費）</td><td>1,448 (668)</td></tr><tr><td>施設整備費</td><td>343</td></tr><tr><td>補助金</td><td>3</td></tr><tr><td>計</td><td>4,155</td></tr></table>		区 分	金 額	収入		運営費交付金	2,600	授業料等収入	991	受託研究費等収入及び寄附金	120	補助金	113	その他収入	62	目的積立金等取崩	269	計	4,155	支出		教育研究費 （うち人件費）	2,361 (1,666)	一般管理費 （うち人件費）	1,448 (668)	施設整備費	343	補助金	3	計	4,155	<table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>収入</td><td></td></tr><tr><td>運営費交付金</td><td>2,472</td></tr><tr><td>授業料等収入</td><td>1,078</td></tr><tr><td>受託研究費等収入及び寄附金</td><td>193</td></tr><tr><td>補助金</td><td>131</td></tr><tr><td>その他収入</td><td>54</td></tr><tr><td>目的積立金等取崩</td><td>181</td></tr><tr><td>計</td><td>4,110</td></tr><tr><td>支出</td><td></td></tr><tr><td>教育研究費 （うち人件費）</td><td>2,319 (1,615)</td></tr><tr><td>一般管理費 （うち人件費）</td><td>1,298 (652)</td></tr><tr><td>施設整備費</td><td>316</td></tr><tr><td>補助金</td><td>21</td></tr><tr><td>災害復旧・復興支援費等</td><td>5</td></tr><tr><td>計</td><td>3,958</td></tr></table>	区 分	金 額	収入		運営費交付金	2,472	授業料等収入	1,078	受託研究費等収入及び寄附金	193	補助金	131	その他収入	54	目的積立金等取崩	181	計	4,110	支出		教育研究費 （うち人件費）	2,319 (1,615)	一般管理費 （うち人件費）	1,298 (652)	施設整備費	316	補助金	21	災害復旧・復興支援費等	5	計	3,958
	区 分	金 額																																																															
	収入																																																																
	運営費交付金	2,600																																																															
	授業料等収入	991																																																															
	受託研究費等収入及び寄附金	120																																																															
	補助金	113																																																															
	その他収入	62																																																															
	目的積立金等取崩	269																																																															
計	4,155																																																																
支出																																																																	
教育研究費 （うち人件費）	2,361 (1,666)																																																																
一般管理費 （うち人件費）	1,448 (668)																																																																
施設整備費	343																																																																
補助金	3																																																																
計	4,155																																																																
区 分	金 額																																																																
収入																																																																	
運営費交付金	2,472																																																																
授業料等収入	1,078																																																																
受託研究費等収入及び寄附金	193																																																																
補助金	131																																																																
その他収入	54																																																																
目的積立金等取崩	181																																																																
計	4,110																																																																
支出																																																																	
教育研究費 （うち人件費）	2,319 (1,615)																																																																
一般管理費 （うち人件費）	1,298 (652)																																																																
施設整備費	316																																																																
補助金	21																																																																
災害復旧・復興支援費等	5																																																																
計	3,958																																																																
※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。																																																																	

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）第7予算、収支計画及び資金計画

2 収支計画（令和3年度～令和8年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	24,011
経常費用	24,011
業務費	23,062
教育研究経費	3,101
受託研究等経費	496
人件費	14,008
一般管理費	5,457
財務費用	－
雑損	－
減価償却費	949
臨時損失	－
収入の部	24,011
経常収益	24,011
運営費交付金収益	15,431
授業料等収益	7,038
受託研究等収益（寄附金を含む。）	713
財務収益	－
雑益	294
資産見返負債戻入	535
資産見返運営費交付金等戻入	491
資産見返物品受贈額戻入	44
補助金収益	－
臨時利益	－
純利益	－
総利益	－

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）

年度	計 画		実 績	
R 5 年 度	2 収支計画（令和5年度）（単位：百万円）		2 収支実績（令和5年度）（単位：百万円）	
	区 分	金 額	区 分	金 額
	費用の部	4,317	費用の部	3,912
	経常費用	4,270	経常費用	3,871
	業務費	4,002	業務費	3,635
	教育研究経費	533	教育研究経費	879
	受託研究等経費	80	受託研究等経費	117
	人件費	2,334	人件費	2,310
	一般管理費	1,055	一般管理費	329
	財務費用	4	財務費用	7
	雑損	0	雑損	－
	減価償却費	264	減価償却費	227
	臨時損失	47	臨時損失	41
	収入の部	6,068	収入の部	6,096
	経常収益	4,270	経常収益	4,118
	運営費交付金収益	2,554	運営費交付金収益	2,509
	授業料等収益	991	授業料等収益	1,211
	受託研究等収益（寄附金を含む。）	152	受託研究等収益（寄附金を含む。）	213
	財務収益	0	財務収益	0
	雑益	455	雑益	54
資産見返負債戻入	0	資産見返負債戻入	－	
資産見返運営費交付金等戻入	0	資産見返運営費交付金等戻入	－	
資産見返物品受贈額戻入	0	資産見返物品受贈額戻入	－	
補助金収益	118	補助金収益	131	
臨時利益	1,798	臨時利益	1,979	
純利益	0	純利益	2,185	
総利益	1,751	総利益	2,185	

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第7予算、収支計画及び資金計画		
	3 資金計画（令和3年度～令和8年度）（単位：百万円）	
	区 分	金 額
	資金支出	23,476
	業務活動による支出	21,142
	投資活動による支出	1,745
	財務活動による支出	589
	次期中期目標期間への繰越金	－
	資金収入	23,476
	業務活動による収入	23,476
	運営費交付金収入	15,431
	授業料等収入	7,038
	受託研究等収入	713
	その他収入	294
	投資活動による収入	－
	財務活動による収入	－
前期（中期目標期間からの）繰越金	－	
■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第27条）		
R 5 年 度	3 資金計画（令和5年度）（単位：百万円）	
	区 分	金 額
	資金支出	4,155
	業務活動による支出	3,706
	投資活動による支出	344
	財務活動による支出	105
	次期中期目標期間への繰越金	0
	資金収入	4,155
	業務活動による収入	4,155
	運営費交付金収入	2,600
	授業料等収入	991
	受託研究等収入	265
	その他収入	299
	投資活動による収入	0
	財務活動による収入	0
前期（中期目標期間からの）繰越金	0	
	3 資金収支実績（令和5年度）（単位：百万円）	
	区 分	金 額
	資金支出	5,108
	業務活動による支出	3,534
	投資活動による支出	338
	財務活動による支出	100
	次期中期目標期間への繰越金	－
	翌年度への繰越金	1,137
	資金収入	5,108
	業務活動による収入	3,913
	運営費交付金収入	2,472
	授業料等収入	1,079
	受託研究等収入	309
	その他収入	53
	投資活動による収入	0
	財務活動による収入	－
	前期（中期目標期間からの）繰越金	－
	前年度からの繰越金	1,195
	※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。	

